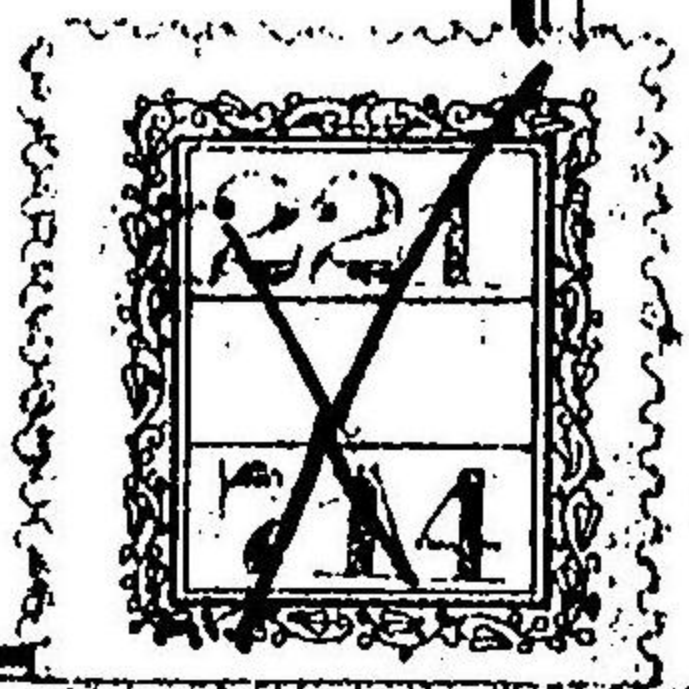


明治三十八年公布

增稅並新稅法註釋
附施行規則並公定書式

文盛堂編輯所編纂



301395-001-3

特71-812

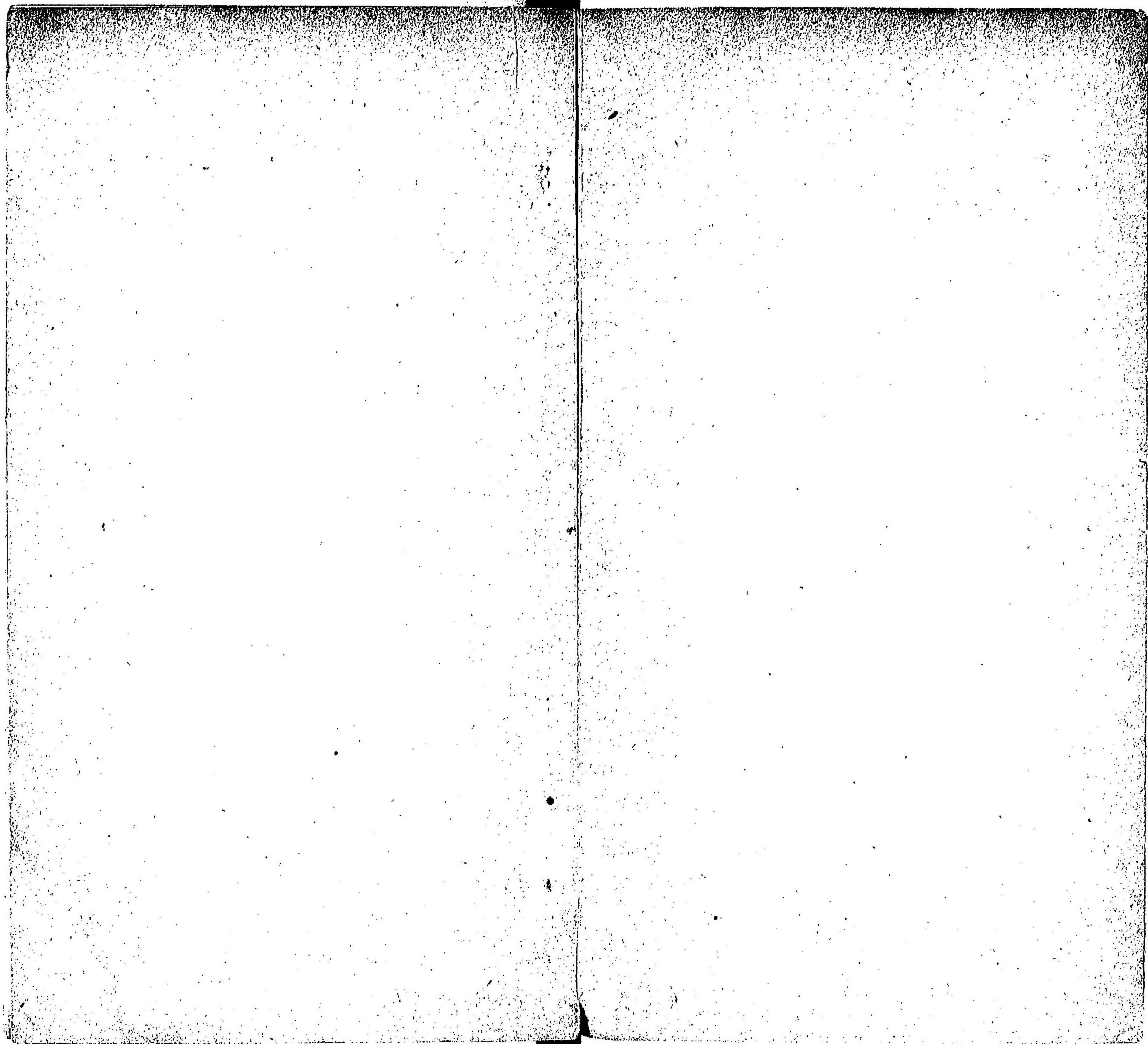
增稅並新稅法註釋

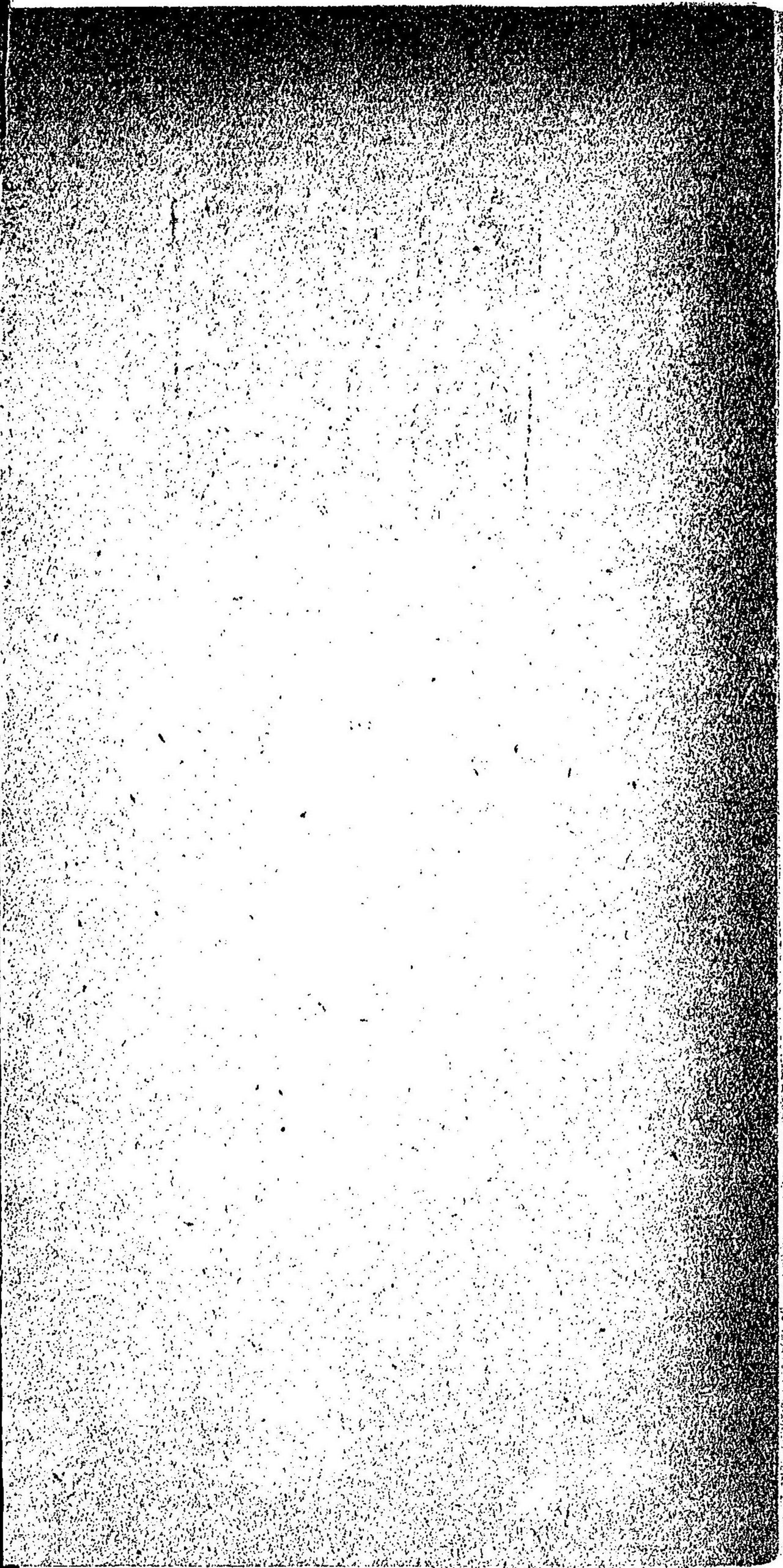
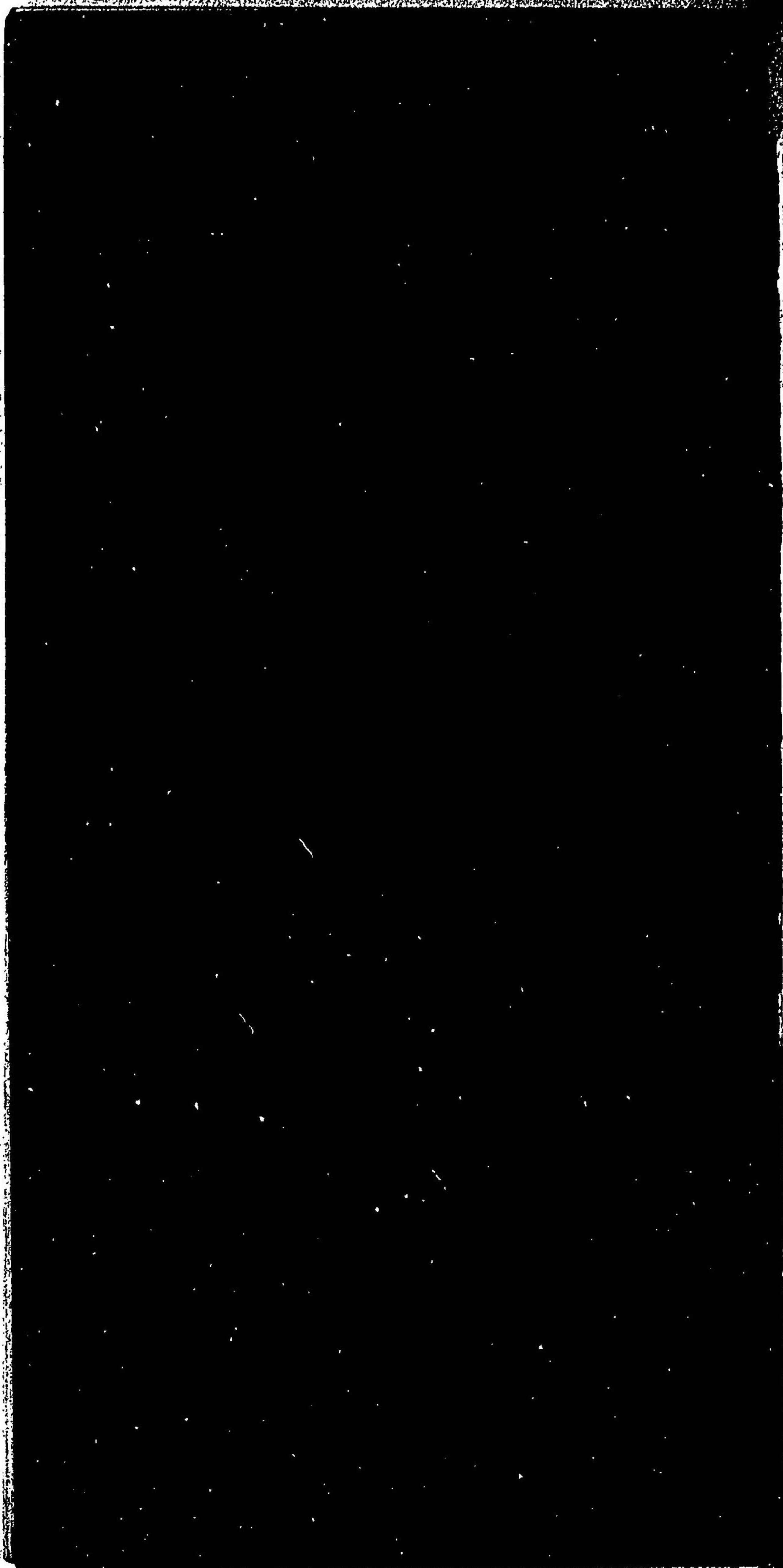
文盛堂編輯所編

M38.1

BDE-0001







文盛堂編輯所編纂

增稅
新稅法註釋

附施行規則
茲公定書式

明治三十八年公布



自序

租税負擔は兵役の義務と相待つて國民義務の重要部分を占むるもの殊に軍國の今日軍費の支辨上最も急要を告ぐるもの蓋し此右に出づるものなし而して帝國議會は舊臘巨億の軍費支辨を議決し増税新税諸法案に協賛を與へたるを以て政府は直に之か裁可を奏請し右諸法案は本年一月元日の嘉辰を以て法律として公布せられたり抑も今回の公布に係る法律は租税法として頗る複雑に且其關係の範圍千種萬態の行爲と業務とに干するのみならず其施行期日も

公布の即日よりするもの多く従つて普く斯法の内容を國民一般に周知せしむることの緊要なるは識者を俟つて後知らざるなり仍て著者は茲に本書を公刊し以て江湖に檄し聊か報國の誠を竭す所あらんとす讀者請ふ焉を諒とせよ明治三十八年一月十四日文盛堂編輯部に於て

東 臺 隱 士 記

目次

○非常特別税法註釋	一
増税の部分	一
地租、税營業、所得税、酒税、砂糖消費税、醬油税、登録税、取引	一
所税、狩獵免許税、鑛區税、賣藥營業税、印紙税、輸入税、民事訴	一
訟の印紙増貼、商事非訟事件及び破産事件に付ての印紙増貼等	一
新税の部分	三〇
小切手印紙税、砂金採取地税、通行税、織物消費税、繭輸入税、米	三〇
及靱輸入税、行政訴訟の印紙貼用等	三〇
○非常特別税法施行規則	六一
○非常特別税法に依り輸入税を増徴し及び課すべき物品の從量税目に	六一

關する件……………七〇

○非常特別稅法中砂糖消費稅、輸入稅及織物消費稅に關する規定を臺灣に施行の件……………八五

○非常特別稅法施行規則第一條の五に依る通行稅拂込方の件……………八五

○酒造稅法註釋……………八九

○酒造稅法施行規則……………一一一

○酒精及酒精含有飲料稅法註釋……………一二四

○酒精及酒精含有飲料稅法施行規則……………一三九

○麥酒稅法註釋……………一四五

○麥酒稅法施行規則……………一五七

○醬油稅則施行規則……………一六二

○沖繩縣酒類出港稅則註釋……………一六八

○酒母、醪及麴取締法註釋……………一七三

○酒母、醪及麴取締法施行規則……………一八二

○酒造組合法註釋……………一八七

○酒造組合法施行規則……………一九四

○間接國稅犯則者處分法施行規則……………二〇一

○登録稅法註釋……………二〇五

登録稅を納むべきもの

不動産に關する登記、船舶に關する登記、船籍の登録、土地臺帳に或事地の登録、法人登記、商事事件の登記、辯護士名簿の登録、醫師藥劑師獸醫蹄鐵工の登録、海員の登録、著作權の登録、特許に關する登録、意匠に關する登録、商標に關する登録、礦業權に關する登録、國債の登録等

○相續稅法註釋……………二三〇

○鹽專賣法註釋……………二五一

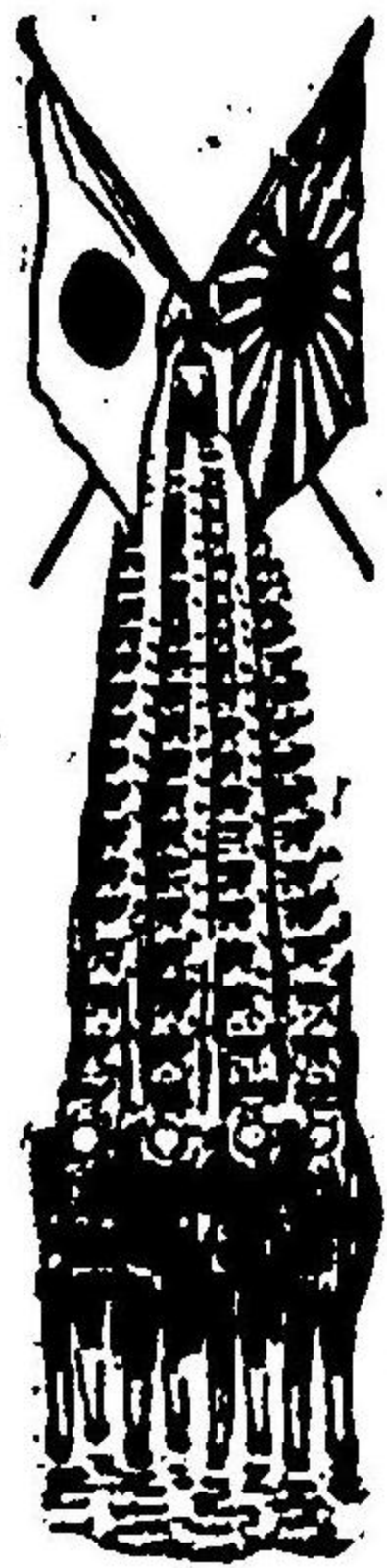
○鹽專賣法發布前より鹽を製造する者の鹽製造許可出願手續……………二七〇

○鹽專賣法發布前より鹽を製造する者の鹽製造許可に關する事務取扱手續……………二七二

○鹽專賣法第四十五條に依る鹽製造の許可に關する件……………二八〇

○鹽專賣の準備に關する職員の件……………二八〇

○鹽專賣の準備に要する建築事務に關する職員の件……………二八一



目次終

增稅並新稅法註釋

●非常特別稅法

明治三十七年三月法律第三號公布
 明治三十八年一月法律第一號改正

第一條 臨時事件に因り生じたる經費を支辨する爲本法に依り租稅を増徴し若は賦課し又は印紙を増貼し若は貼用せしむ(卅八年一月法律第一號を以て本條を改正す)

(1) 非常特別稅法

(解)茲に云ふ臨時事件とは今日の日露戰爭事件を云ふので經費を支辨するとは費用を支出するとのことと租稅を増徴しとは從來賦課せられつゝある額以上何程かを増稅して徴收するとの義にして若は賦課しとは或るは又は賦課しとの義にて新に稅を課すること印紙を増貼しとは從來印紙法又は訴訟用印紙法等により貼用したる額以上に増して貼用するとの義なり

要するに軍費は公債募集等により支辨することあるも之を以て足れりとすべからざるが故に政府は諸種の稅額を増加し又は新設して軍備の負担を國民に求め國民の本來の

義務を盡さしむるにあり

第二條 左に掲ぐる租稅に付ては關係法規の定めたる稅額の外左の割合の稅額を増徴す
(卅八年一月法律第一號を以て本條を改正す)

一 地租

市街宅地

地價百分の十七箇五

郡村宅地

地價百分の五箇五

其の他の土地

地價百分の三箇

營業稅法に依る稅額十五割

二 營業稅

所得稅

第一種 所得

甲 株主二十一人以上又は株主及社員の數二十一人以上を以て組織したる株式

會社又は株式合資會社

所得稅法に依る稅額十五割

乙 其他の法人

所得金額五千圓未滿

所得稅法に依る稅額八割

所得金額一萬圓未滿

所得稅法に依る稅額九割

所得金額一萬五千圓未滿

所得稅法に依る稅額十割

所得金額二萬圓未滿

所得稅法に依る稅額十二割

所得金額三萬圓未滿

所得稅法に依る稅額十七割

所得金額五萬圓未滿

所得稅法に依る稅額二十三割

所得金額十萬圓未滿

所得稅法に依る稅額三十割

所得金額十萬圓以上

所得稅法に依る稅額四十割

第三種 所得

所得金額五百圓未滿

所得稅法に依る稅額十割

所得金額千圓未滿

所得稅法に依る稅額十一割

所得金額五千圓未滿

所得稅法に依る稅額十三割

所得金額一萬圓未滿

所得稅法に依る稅額十四割

四

酒税

酒造税法に依る酒類

- 所得金額一萬五千圓未満
- 所得金額二萬圓未満
- 所得金額三萬圓未満
- 所得金額五萬圓未満
- 所得金額十萬圓未満
- 所得金額十萬圓以上

- 所得税法に依る税額十五割
- 所得税法に依る税額十七割
- 所得税法に依る税額十七割
- 所得税法に依る税額二十一割
- 所得税法に依る税額二十四割
- 所得税法に依る税額二十七割

第一種

一石に付金二圓

第二種

一石に付金二圓

第三種

一石に付金三圓

第四種

一石に付金二圓

第五種

一石に付酒精分一度毎に金十錢

麥酒

酒精又は酒精含有飲料

一石に付金二圓

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの一石に付金貳圓

原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの
一石に付原容量百分中純酒精の容量一箇毎に金十錢

沖繩縣酒類出港税

酒造税法に依る酒類に對する増徴税率に同し

五

砂糖消費税

第一種

百斤に付金一圓

第二種

百斤に付金二圓八十錢

第三種

百斤に付金四圓三十錢

第四種

百斤に付金四圓七十錢

六

醬油稅

醬油稅則第二條本文に依る場合

醬油

溜

醬油稅則第二條但書に依る場合

醬油

溜

七

登錄稅

不動產に關する登記

登錄稅法第二條第三號の登記

登錄稅法第二條第四號の登記

從來保有せる所有權の保存

華族世襲財産の創設

諸味一石に付金五十錢
製成一石に付金五十錢

諸味一石に付金二十五錢
製成一石に付金二十五錢

不動產價格千分の二十

不動產價格千分の十

不動產價格千分の三

不動產價格千分の五

船舶に關する登記

登錄稅法第三條第三號の登記

登錄稅法第三條第四號の登記

從來保有せる所有權の保存

登錄稅法第六條及第六條の二に依る登錄稅

課稅標準の千分比例を以て稅率を定めたるもの

課稅標準千分の一

一箇所毎に又は一件毎に稅額を定めたるもの

稅額金十圓なるとき金五圓

稅額金五圓なるとき金二圓

稅額金三圓なるとき金二圓

稅額金二圓なるとき金一圓

稅額金一圓なるとき金五十錢

稅額金五十錢なるとき金二十錢

鑛業に關する登録

試掘權の設定

每一件金二十五圓

増區又は増減區に依る試掘權の變更

每一件金十圓

相續以外の原因に因る試掘權の移轉

每一件金十圓

探掘權の新規登録

每一件金五十圓

増區又は増減區に因る探掘權の變更

每一件金二十五圓

相續以外の原因に因る探掘權の移轉

每一件金二十五圓

八 取引所稅

商品有價證券

賣買各約定代金高萬分の六

國債及地方債證券

同 萬分の二

九 狩獵免許稅

一等

金二十圓

二等

金二十圓

三等

金五圓

十 鑛區稅

試掘

鑛區一千坪毎に一箇年金二十錢

探掘

鑛區一千坪毎に一箇年金二十錢

十一 賣藥營業稅

每方劑一箇年の製造高に對する定價總額三百圓未滿のもの

金一圓

同五百圓未滿のもの

金三圓

同千圓未滿のもの

金五圓

同二千圓未滿のもの

金七圓

同三千圓未滿のもの

金十圓

同五千圓未滿のもの

金十五圓

十二

同壹萬圓未滿のもの 金二十圓
 同貳萬圓未滿のもの 金三十圓
 同參萬圓未滿のもの 金四十圓
 同五萬圓未滿のもの 金五十五圓
 同七萬圓未滿のもの 金七十圓
 同十萬圓未滿のもの 金八十五圓
 同十萬圓以上 金百圓

印紙稅

印紙稅法第四條に掲げたる證書帳簿但し約束手形及判取帳を除く

判取帳

約束手形

金高千圓以下

印紙稅金一錢
 印紙稅金一錢
 印紙稅金五錢

十三

輸入稅
 金高十萬圓を超ゆるもの 印紙稅金四圓九十八錢
 金高十萬圓以下 印紙稅金二圓三十八錢
 金高五萬圓以下 印紙稅金一圓十八錢
 金高三萬圓以下 印紙稅金五十八錢
 金高二萬圓以下 印紙稅金二十八錢
 金高一萬圓以下 印紙稅金十三錢

大砲、小銃、拳銃、刀劍、砲彈、裝藥其の他諸兵器

權衡及尺度 從價五分
 晴雨計 從價一割
 坩堝(各種) 從價一割

及物(別項に掲げざるもの)

從價五分

電燈器械及同部分品

從價五分

消防器及同部分品

從價五分

農具、工匠具及同部分品

從價五分

藥品及同附屬品

從價一割

理學器、化學器、測量器、外科器、其他諸學術器(別項に掲げざるもの)

從價五分

寫真器及同部分品

從價一割五分

蓄音器及同部分品

從價一割

眼鏡及同部分品

從價一割

獵銃及同附屬品

從價一割

電話機及同部分品

從價五分

寒暖計

從價一割

關稅定率法附屬輸入稅表第二類に掲ぐる物品但し生卵を除く

從價一割五分

生卵

從價一割

關稅定率法附屬輸入稅表第三類に掲ぐる物品

甲 絹製及絹入のもの、金銀珠玉入のもの、白金製、金製及銀製のもの

從價二割

乙 其他各種

從價一割五分

關稅定率法附屬輸入稅表第四類に掲ぐる物品但し酒精(アルコール)各種變性

アルコール、各種酒精劑(阿片丁幾を除く)龍腦、艾片、寫真用古魯胃膜及附屬

の沃度意撒兒、麝香、人造麝香、松脂、曹達灰及苛性曹達を除く

從價五分

酒精(アルコール)

每リートル六錢

各種變性アルコール

每リートル六錢

各種酒精劑(阿片丁幾を除く)

每リートル六錢

龍腦及艾片

從價一割

寫真用古魯肖謨及附屬の沃度意撒兒

從價一割

麝香及人造麝香

從價一割

關稅定率法附屬輸入稅表第五類に掲ぐる物品但し酸化古拔爾篤、金液、銀液及

白金液、乾藍及ログウッドを除く

從價五分

關稅定率法附屬輸入稅表第六類に掲ぐる物品但し牕玻璃片(尋常のもの)、プレ

ト玻璃片(水銀を塗りたる否とを別たす)屑玻璃及粉玻璃を除く

從價一割

關稅定率法附屬輸入稅表第七類に掲ぐる物品但し綿種子を除く

從價一割

綿種子

從價五分

關稅定率法附屬輸入稅表第八類に掲ぐる物品但し獸骨獸毛(羊毛、山羊毛及駱

駝毛を除く)、牛皮及水牛皮(生、乾若は鹽漬等の治理を経ざるもの)象牙、屑

象牙、鼈甲、屑鼈甲及貝殻を除く

真餘

從價五分

條、竿及板

從價五分

筒及管

從價五分

螺旋釘

從價五分

銅、條、竿及板

從價五分

釘

從價五分

筒及管

從價五分

線

從價五分

銅貨及白銅貨

從價五分

日耳曼銀

板、竿及線

從價五分

鐵及軟鋼

從價五分

線索(電鍍したると否とを別たす)

從價五分

鉛

板

從價五分

筒及管

從價五分

鋼(軟鋼に非ざるもの)

線(傘骨用凹形のもの)

從價五分

線索(電鍍したると否とを別たす)

從價五分

黃銅

板

從價五分

條及竿

從價五分

釘

筒及管

從價五分

別項に掲げざる釘及螺旋釘

從價五分

提糞用金具

從價一割

キヤプシユール(罐の口に用ゐる金具)

從價五分

戸鎖、戸鈕、戸栓、蝶、鉄類

從價一割

金銀其の他金屬箔及粉但し青銅粉を除く

從價一割

金銀器(別項に掲げざるもの)

從價一割

鍍金銀器(別項に掲げざるもの)

從價一割

壁爐、計爐及附屬品

從價一割

貨幣匣

從價一割

傘骨及附屬金具

從價一割

其他別項に掲げざる各種の金屬製品但し建築材、橋梁材、電線支柱其の他類似

の材料を除く

從價一割

關稅定率法附屬輸入稅表第十類に掲ぐる物品但し椰子油、石油、亞麻子油、松

從價五分

精油及スチヤリンを除く

從價五分

石油

從價三割

集畫帖(寫真用及郵便切符貼用のもの)

從價一割

白紙帳簿及書式類

從價一割

墨汁(寫字用及筆記用のもの)

從價五分

唐紙類(各種)

從價五分

鉛筆

從價一割

甲 金製及白金製のもの

從價一割

乙 其他各種

從價五分

筆嘴

從價一割

甲 其他各種

從價五分

乙 其他各種

從價五分

封蠟

從價五分

藥紙

從價一割

其他各種の文具

從價一割

砂糖(和蘭標小色相第十五號未滿)

從價二割五分

糖蜜

從價二割

糖水

從價二割

綿縫絲

從價一割

製本用綿布

從價一割

毛フェルト地

從價一割五分

絹絲類(別に掲げざるもの)

從價一割

支那縮緬

從價一割

支那絹紬

從價一割

支那絹縹子

從價一割

支那絹紋縹子

從價一割

絹縹縹子

從價一割

刺繡絹布及刺繡絹綿布

從價一割

其の他各種の絹布(純絹と他物と交へたるを別たす但し絹の重量超過するも)

從價一割

麻纒絲

從價一割

フェルト氈

從價一割五分

氈帷

甲 絹製及絹入のもの

從價二割

乙 其の他各種

從價一割五分

靴護謨布

甲 絹入のもの

從價一割五分

乙 其の他各種

從價一割

護謨紐類

從價一割

手巾

甲 綿製、麻製及麻綿製のもの(單製)

從價一割五分

乙 絹製、レース製のもの

從價二割

蚊帳(各種)

從價一割五分

革布(家具等に用ゐるもの)

從價一割五分

油布及リノリユム(狀に用ゐるもの)

從價一割

襦衣

甲 絹製及絹入のもの

從價二割

乙 其の他各種

從價一割五分

浴巾(單製連製を別たす各種)

從價一割五分

綿線及苧麻線

從價五分

縫絲(別項に掲けたる各種)

從價一割

其他各種の布帛製品

甲 絹製及絹入のもの

從價二割

乙 其他各種

從價一割五分

諸製造煙草

從價十割

支那酒(醸造したるもの)

從價三割

清酒

從價三割

各種の酒類但し麥酒、黑麥酒、シヤムパン及類似の泐騰酒支那酒(醸造したるもの)、ポルト、清酒、シエリー、ウエルモット及葡萄酒(赤白を別たす)を除く

每リートル五錢

沈香

從價一割

琥珀

甲 加工せざるもの

從價一割

乙 加工したるもの

從價一割

動物但し牛、馬、驢、騾、綿羊、山羊及鶏を除く

從價五分

石絨(板)

從價五分

竹材(工を加へざるもの)

從價五分

革帶、帆布帶及帆布管(機械に用ゐるもの)從價五分

衝球壘及附屬品

從價一割

プラスチック、ゼラチン其他類似の爆發藥デトネートル及フニーズ

從價一割

磚瓦(建築用のもの)

從價五分

ブラシ及箒(各種)

從價一割

杖及鞭

從價一割

乗車、自轉車及同部分品

從價一割

貨車

從價五分

セリユロイド

乙 工を加へたるもの

從價一割

白堊及ホワイチング

從價五分

木炭及骨炭

從價五分

粘土(各種)

從價五分

焦炭

從價五分

珊瑚(加工したると否とを別たす)

從價一割

苧麻繩索(船用と否とを別たす)

從價五分

玻璃刀

從價五分

金剛砂

從價五分

金剛砂布及砂紙

從價五分

金剛砂砥其の他各種の砥石

從價五分

煙火(各種)

從價二割

造花

從價一割

額縁及天井縁

從價一割

海羅

從價五分

家具(新故を別たす別項に掲げざるもの)

從價一割

ナンニス、クリケット、象棋其の他の遊戯具(別項に掲げざるもの)

從價一割

阿膠(普通)

從價五分

綿火藥

從價一割

火藥(各種)

從價一割

石膏

從價五分

象牙製品(別項に掲げざるもの)

從價一割五分

金銀細貨類(貴石、眞珠等を嵌めたる否とを別たす)

從價一割五分

(25)

貼札(備鐘等に用ゐるもの)

從價一割

ランプ、提燈及同部分品

從價一割

皮革製品(別項に掲げざるもの)

從價一割

麥芽

從價五分

マツナ(各種)

從價一割

支那蓆(一卷四十碼)

從價五分

椰皮蓆

從價五分

其他各種の地蓆

從價五分

油畫、水畫、石版畫、著色石版畫、寫真畫、法帖、其他別項に掲げざる各種

の書畫類

瀝青、木蓆兒及石炭蓆兒

從價一割

巴黎灰

從價五分

骨牌(各種)

從價一割

石墨

從價五分

磁器及陶器(別項に掲げざるもの)

從價一割

貴石及眞珠

從價一割

貴石及眞珠(假製のもの)

從價一割

ハツテキ

從價五分

籐(割きたると否とを別たす)

從價五分

馬具

從價一割

白檀

從價一割

靴墨(各種)

從價五分

吸煙器具(阿片吸煙具を除く)

從價一割

滑石(塊粉を別たす)

從價五分

スパルテリー(製帽用のもの)

從價五分

海綿

從價五分

石類(別項に掲げざるもの)

甲 建築用其他工作を経ざるもの 從價五分

乙 裝飾用若は家具用其他工作を経たるもの 從價二割

丙 肖像其他彫刻したるもの 從價一割

海底電線及地下電線 從價一割

紫檀 從價五分

化粧具匣 從價一割

籠甲製品 從價一割

玩具(各種) 從價一割

旅櫛、囊提及佩袋 從價一割

傘類

甲 絹及絹入のもの 從價一割五分

乙 其他各種 從價一割

傘柄及傘手(金銀製を除く) 從價五分

汽船、帆船及舟艇 從價五分

紫檀器及黒檀器 從價一割

其他税目中に掲げざる生粗若は未製品但し帽體用裏革、紐鋼(時計彈條製造用及傘骨製造用のもの)を除く 從價五分

其他税目中に掲げざる全製若くは半製品從價一割

前項第三號株主又は株主及社員の数はその事業年度間の最多數に依る

第一項第十一號の定價總額は前年中の總額に依る

(解)本條は從來課税せられつゝある租税に付さ本法により尙ほ増徴せらるゝ税率を定めたるものにして其範圍は地租、營業稅、所得稅、酒稅、砂糖消費稅、醬油稅、登録稅、取引所稅、狩獵免許稅、礦區稅、賣藥營業稅、印紙稅、輸入稅等とす

第三條 左の割合に依り小切手に印紙稅、砂金採取業者に砂金採取地稅、汽船、電氣、
汽船の乗客に通行稅、織物に消費稅、繭、米及粃に輸入稅を課す

一 小切手印紙稅 一通毎に金一錢

二 砂金採取地稅

河床

河床に非ざるもの

採取區域一町毎に一箇年金三十錢

採取區域一千坪毎に一箇年金三十錢

三 通行稅

二百哩又は二百海涅以上

一等

金五十錢

二等

金二十五錢

三等

金四錢

二百哩又は二百海涅未滿

一等

金四十錢

二等

金二十錢

三等

金三錢

百哩又は百海涅未滿

一等

金二十錢

二等

金十錢

三等

金二錢

五十哩又は五十海涅未滿

一等

金五錢

二等

金三錢

三等

金一錢

四 織物消費稅

毛織物

價格百分の十五

毛織物以外の織物

價格百分の十

五 繭(各種)輸入稅

從價一割

六 米及粃輸入稅

從價一割五分

通行稅を賦課すべき場合に於て汽船、電車又は汽船にして等級を分たさるものに在りては三等の稅額を適用し二等級に分ちたるものに在りては二等三等の稅額を適用し四等級以上に分ちたるものに在りては最初の二等級を以て一等二等と爲し其の他は總て三等の稅額を適用す

貸切、定期又は回数乗船車若は多人數乗船車の契約を爲したる場合に於ては通行稅は第一項第三號稅額の五倍とす

(解)本條は新に課せらるゝ小切手の印紙稅、砂金採取業者の砂金採取地稅、汽船電車等の通行稅、織物の消費稅、繭、米及び粃の輸入稅等の稅率を定めたるものなり
第四條 訴狀其の他民事訴訟に關する申立又は申請の書面には民事訴訟用印紙法に依り貼用すべき印紙の外左の印紙を増貼すへし

一 第一審の訴狀

財產權上の請求に係るもの

訴訟物の價額金五圓まで	金五錢
同	金十錢
同	金二十錢
同	金三十錢
同	金三十錢
同	金三十錢
同	金五十錢
同	金五十錢
同	金二圓
同	金二圓
同	金二圓
同	金三圓
同	金五圓
同	金五圓
同	金五圓

同

五千圓以上は千圓に達

する毎に

金一圓

財産權上の請求に非らざるもの

金五十錢

二 控訴狀

第一審の訴狀に増貼すへき印紙金額の半額

三 上告狀

第一審の訴狀に増貼すへき印紙金額と同額

四 支拂命令の申請

訴訟物の價額金十圓を超過する場合に於ては民事訴訟用印紙法及本法に依り第

一審の訴狀に貼用すへき印紙金額の半額と金二十錢との差額

前項の差額は民事訴訟法第三百九十條の規定に依り訴訟區裁判所に繫屬する場

合又は第三百九十一條第二項の規定に依り地方裁判所に訴を起す場合に於て訴

訟に付貼用すへき印紙の額に之を通算すへし

五 其の他の申立又は申請

期日の變更、辯論の延期又は辯論期日の指

定の申立

中斷又は中止したる訴訟手續の受繼の申立

從參加の申請

忌避の申請

和解の申立

費用額確定の申請

假執行の宣言を求むる申立

強制執行の停止又は續行若は執行處分の取

金二十錢

消の申立

配當要求

家資分散の申立又は家資分散者の復權の申

立

強制競賣又は強制管理の申立

債權又は他の財産權差押の申請

民事訴訟法第七百三十二條乃至第七百三十

四條の申立

證據調の申立

判決の送達を求むる申立

執行力ある正本を求むる申立

但し此正本數通を求むるときは每一通に

付

假差押又は假處分の申請

抗告

故障

金五十錢

答辯書其他特に掲げざる申立又は申請 金五錢

左に掲ぐる申立又は申請の書面には民事訴訟用印紙法に依り貼用すべき印紙の外金八十錢の印紙を増貼すべし

一 裁判上代位の申請

二 競賣法に依る競賣の申立

三 裁判上の代位、競賣法に依る競賣又は不動産登記に關する抗告

訴訟物の價額又は請求の價額金二十圓以下なるときは第一項第五號の規定を適用せず本條第一項の規定は再審を求むるの訴狀及原狀回復の申立に之を準用す

(解)民事訴訟に關し裁判所に提出する訴狀又は申請書申立書等に付ては民事訴訟用印紙法の規定により一定の印紙を貼用すべきは勿論なれども此外尙ほ本條により本條に定めたる稅率に従ひ一定の印紙を増貼せざれば受理せられざるなり

第五條の一 商業非訟事件に關する申立又は申請の書面には商事非訟事件印紙法に依り貼用すべき印紙の外左の印紙を増貼すべし(廿八年一月法律第一號を以て第五條を本條に改む)

一 左に掲ぐる申立

抗告

債権者より爲す破産宣告の申立

金五十錢

支拂猶豫の申立

金五錢

二 其の他の申立又は申請

破産手續に付ては商事非訟事件印紙法第四條に依り貼用すべき印紙の外左の印紙を増貼すへし

財團の價額金五圓まで

金十錢

同 十圓まで

金二十錢

同 二十圓まで

金四十錢

同 五十圓まで

金六十錢

同 七十五圓まで

金六十錢

同 百圓まで

金壹圓

同 二百五十圓まで

金壹圓

同 五百圓まで

金四圓

同 七百五十圓まで

金四圓

同 千圓まで

金六圓

同 二千五百圓まで

金十圓

同 五千圓まで

金十圓

同 五千圓以上は千圓に達する毎に 金二圓

前項の規定は商事非訟事件印紙法第六條及第七條の場合に之を準用す

商事非訟事件印紙法第五條の規定は本條第二項の規定に依り印紙を増貼すへき場合に之を準用す

(解) 商事非訟事件又は破産事件に關する申立又は申請に増貼すへき印紙の稅率を示すものなり

第五條の二 行政訴訟の書類には其の正本に左の金額の印紙を貼用すへし但し裁判所書

記に口述して調書を作らしめたるときは其の調書に印紙を貼用すへし(卅八年二月法律第二號を以て本條以下六條を追加)

- 一 訴狀 金七圓
 - 二 故障 金一圓
 - 三 證據調の申立 金一圓
 - 四 判決の送達を求むる申立 金一圓
 - 五 期日の變更辯論の延期又は辯論期日の指定の申立 金四十五錢
 - 六 從參加の申請 金四十五錢
 - 七 忌避の申請 金四十五錢
 - 八 費用額確定の申請 金四十五錢
 - 九 答辯書其の他前各號に掲げざる申立又は申請 金二十五錢
- 裁判費用を濟済することの假免除ありたる場合の外前項に依り印紙を貼用せざる行政

訴訟の書類は其の効なきものとす但し印紙を貼用せず又は貼用するも不足あるときは裁判所は相當印紙を貼用せしめ之を有效ならしむることを得

(解)本條は行政訴訟の書類に貼用すへき印紙の額を定めたるものにして之を貼用せざれば其書類は無効なり

第五條の三 小切手の印紙税に付ては印紙税法第六條、第八條、第九條、第十一條、第十三條及第十四條の規定を適用す

(解)本條は小切手の印紙税は之を小切手に貼用して納めたるものとなること並に若し貼用せざるときは脱税高二十倍の科料又は罰金に處せらるゝこと等を定めたるものとす

第五條の四 砂金採取地稅を徵收する場合に於て一町未滿又は一千坪未滿の端數は一町又は一千坪として計算す

第五條の五 砂金採取地稅は毎年十二月中に翌年分を前納すへし
砂金採取業の許可又は採取地の變更に依り新に負擔し又は不足せる砂金採取地稅にし

て初年に係るものは之を即納すへし
前項に依り納付すへき砂金採取地税は月割を以て之を計算す砂金採取業の廢止の年に
係るもの亦同し

(解)本條は砂金採取地税の納期及び計算の方法を規定したるものなり

第五條の六 通行税は汽車、電車又は汽船營業者之を徴收し一箇月毎に取纏め翌月十日迄に之を政府に納付すへし

汽車、電車又は汽船營業者か前項に依り徴收すへき通行税を納付せざるときは國稅徴收法に依り該營業者より之を徴收す

外國行の汽船に乘し外國に赴く者には通行税を課せず

當該官吏は汽車、電車又は汽船營業者の帳簿書類を検査することを得

(解)本條は通行税の徴收並に納付の時期を定めたるものにして之か本來の納稅者は固より乗客其ものなれば汽車電車又は汽船の營業者は其乗客より其乗車乗船の都度之を徴收し置き一ヶ月分を翌月十日迄に政府に納むべきものとす

第五條の七 藁、米及粃輸入税に付ては關稅法及關稅定率法中有稅品に關する規定を準

用す

(解)藁、米及粃の輸入税に付準用すへき法律の規定を示せるなり

第六條 左に掲ぐるものに付ては命令の定むる所に依り其の消費税を免除す(卅八年一月法

律第一號を以て本條及び次條改正)

一 外國に輸出する織物又は製品となして外國に輸出せむとする織物

二 製造者の自用に供する織物

消費税を納付したる織物又は之を以て製造したる物品を外國に輸出したるときは命令の定むる所に依り交付金又は相當印紙を交付す

(解)本條は消費税の免除せらるるものを規定したるものにして命令とは勅令、省令の如きを云ふ

第七條 毛織物の消費税は製造場、税關又は保稅倉庫より毛織物を引取るとき引取人之を納付すへし

毛織物以外の織物の消費税は製造場、税關又は保税倉庫より織物を移出する前之に相當印紙を貼用し税金の納付に代ふへし但し移出前織物の價格に依り之に相當する税金を納付し織物に税金納付済の證印を受けたるときは印紙を貼用することを要せず印紙を貼用すべき場合に於て税額一錢未満の端數は總て一錢として計算す

第二項に依る印紙の貼用、消印及税金納付済の證印に關する方法は命令を以て之を定む

(解)本條は毛織物並に毛織物以外の織物の消費税を納むべき方法を規定したるなり相當印紙を貼用するとは本法に定めたる税率に従ふて相當印紙を貼用すへしとの義なり

第八條の一 消費税額に相當する擔保物を提供したるときは政府は三箇月以内の期間を以て毛織物消費税の徴收を猶豫す(廿八年一月法律第一號を以て第八條を本條以下第八條の三に至る各條に改正)

(解)本條は毛織物消費税の徴收猶豫を規定したるものにして假令擔保物を提供するも三ヶ月以上の猶豫を受くることを得ず擔保物とは保證物件なり故に消費税を其納入期

間内に納付せされは保證物件を處分し之により取立てらるゝことゝ知るへし

第八條の二 左の場合に於ては命令の定むる所に依り消費税を納付せずして織物の移出を爲すことを得

- 一 政府の承認を得て他の製造場に移出し又は貯藏場に藏置する爲織物を移出する
- 二 政府の承認を得て染色、捺染、刺繡其の他の加工を爲す爲製造場又は藏置場より織物を移出する
- 三 賃織場より賃織依頼者に織物を引渡す
- 四 一定の場所に於て消費税を納付する爲政府の定めたる條件に従ひ織物を移出する
- 五 輸出の目的を以て製造せる特殊の織物にして製造場に於て政府の免稅證印を受けたる

前項の場合に於ては移出先を以て製造場と看做し移出先の營業人を以て製造者と看做

す

(解)本條は消費税を納めざるも織物の移出を爲し得る場合を規定せるなり移出とは甲の場所より乙の場所に移すことを謂ふ

第八條の三 消費税を納付し製造場より引取りたる毛織物を再ひ其の製造場に戻入したる場合に於て其の種類及數量に付政府の承認を受けたるときは其の織物を製造場より引取るも更に消費税の徴收を爲さず

(解)政府の承認とは政府の許可と云ふに均しく、更に消費税の徴收を爲さずとは改めて消費税を取立ぬとの義なり

第九條 第八條の二の場合の外、製造場税關又は保税倉庫より毛織物を引取る者は引取の際其の價額を政府に申告すへし(廿八年一月法律第一號を以て本項中修正)

前項の申告を爲さず又は政府に於て其申告したる價格を不相當と認むるときは政府は毛織物の價格を評定す

毛織物引取人前項の評定價格に不服なるときは即時異議の申立を爲すことを得

異議の申立ありたるときは二人以上の鑑定人を選定し其の意見を徴し政府之を決定す異議申立人の主張に係る價格と第二項の評定價額との差か第二項の評定價額と前項の決定價格との差より大なるときは鑑定に關する費用は其の申立人の負擔とす

第八條の二の場合の外製造場、税關又は保税倉庫より毛織物以外の織物を移出せむとする者は之に其の價格を表記し消費税に相當する印紙を貼用すへし但し第七條第二項但書に該當する場合はこの限に在らず(廿八年法律第一號を以て本項及び次項追川)

前項價格表記の方法は命令を以て之を定む

(解)本條は毛織物を引取る際其毛織物の價格を政府に申告すへきこと并に其申告を爲さず又は申告を爲すも其申告せる毛織物の價額不相當なりと認めらるゝときは政府は隨意に其價額を評定し得ること及び其評定價格に不服なるときは即時異議の申立を爲し得ること等を規定したり異議の申立とは即ち不服の申立にして此申立あるときは二人以上の鑑定人をして其相當價額を鑑定せしめ政府其意見を徴し以て決定せらるゝなり

第十條 第六條第八條の一、第八條の二又は第八條の三に該當する場合の外消費税納付前に於ては製造場、税關又は保税倉庫より織物を引取することを得す(廿八年二月法律第一號

ヲ以テ本條中修正)

(解)本條は或る特別なる場合を除くの外消費税の納付を爲さる以前に在て織物を引取ることを得ざる旨を規定したるなり

第十一條 織物製造者は第六條第八條の一、第八條の二又は第八條の三に該當する場合の外消費税納付前に於て織物を他に引渡し又は製造場外に移出することを得す(廿八年一月法律第一號ヲ以テ本條中修正)

(解)本條は或る特別の場合を除くの外織物製造者は消費税の納付を爲さる前に於て織物を他に引渡し又は製造場外に移出するを得ざる旨を定めたり

第十二條 織物を製造又は販賣せむとする者は政府に申告すへし但し自用に供する織物のみを製造せむとする者は此の限に在らず(廿八年一月法律第一號を以て本條改正)

(解)織物の製造販賣は之を政府に申告したる後ならては爲すことを得す申告とは申出ること是なり

第十三條の一 織物製造者は其の製造場に於て織物の賣買業を兼營することを得す但し政府の認許を得製造の場所と販賣の場所とを區劃したる場合は此の限に在らず(廿八年一月法律第一號を以て本條及び次條を第十三條に代ふ)

(解)本條は織物製造者が其製造場に於て織物の賣買業を兼營することを得ざる旨を定めたるなり然れども這は原則にして政府の認許を得たるときは素より差支なし兼營とは兼業と云ふに均し

第十三條の二 織物販賣者印紙を貼用したる織物を其の表記價格を超えて販賣せむとするときは販賣者は價格を改訂し之に相當する印紙を増貼すへし

(解)相場の變動により織物の價額騰貴したる爲め既に印紙を貼用したるものにして其の表記價額を超えて販賣する必要あることあるへし斯る場合に於ては販賣者は其價格を改訂し之に相當印紙を増貼するときは其價格にて販賣するも差支なし

第十四條 織物の製造者及販賣者は帳簿を備へ織物の製造出入を詳細明瞭に記載すへし

(卅八年一月法律第一號を以て本條中修正)

(解)織物の製造又は販賣を業とする者は一定の帳簿を備へ此帳簿に織物の製造出入を詳細且明瞭に記載し置かざるを得ざるなり詳細とは委はしくとの意にて明瞭とは明かにとの義なり

第十五條 收税官吏は織物の製造場又は販賣場に立入り織物、其の原料、器具、器械、建築物又は帳簿書類を検査することを得(全上)

(解)本條は收税官吏の製造場又は販賣場に臨みて必要なる検査を爲し得る旨を規定せるなり

第十六條 收税官吏は運搬中に在る織物を検査し其の出所及到着先を質問することを得(全上)

前項の場合に於て監督上必要と認めたるときは收税官吏は其の運搬を停止し又は荷物若は船車に封印を施すことを得

(解)運搬中に在る織物とは甲の場所より乙の場所に移出中に係る織物即ち送付の途中

に於ける織物を云ふ義にて其出所及到着先を質問するは脱税等を防遏せんか爲めに外ならず

第十七條の一 左の各號の一に該當する者は消費税五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徴收す但し罰金額は十圓を下ることを得す (卅八年一月法律第一號を以て第十七條を本條乃至第十七條の三の三ヶ條に改む)

- 一 自用に供する場合の外政府に申告せずして織物を製造したるとき
- 二 外國に輸出するものとして消費税を免除せられたる織物又は之を以て製造したる物品を内地に於て消費し又は内地に於て消費する目的を以て之を讓渡したるとき
- 三 第八條の二に依り移出したる織物を其の定められたる移出先に移入せず又は之を消費したるとき

四 第十條又は第十條の禁令を犯したるとき

第十七條の二 左の各號の一に該當する者は脱税高五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徴收す但し罰金額は五圓を下ることを得す

- 一 印紙を貼用すべき織物にして相當印紙の貼用なきものを販賣したるとき
- 二 第十三條の二に依らずして印紙を貼用したる織物を其の表記價格を超えて販賣したるとき

第十七條の三 織物販賣者印紙を貼用すべき織物にして相當印紙の貼用なきものを所持

したるときは五圓以上五百圓以下の罰金に處す

收稅官吏前項の犯則を發見したるときは處罰せられたると否とを問はず販賣者の費用

を以て其の織物に相當印紙を貼用することを得

前項に依る費用の徴收には國稅徵收法の規定を準用す

(解)本條以下第十八條までは法律の規定に違反したる者を罰する制裁を定めたるもの

にして法文明瞭疑義の存するものなし仍て特に贅せず

第十八條 左の各號の一に該當する者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す(廿八年一月法律

第一號を以て條中修正追加)

- 一 織物の製造者又は販賣者織物の製造出入に關し帳簿の記載又は事實の申告を詐り

若は怠りたるとき

二 織物に印紙を貼用すべき場合に於て命令の定めたる方法に依り貼用又は消印を爲

ざるとき

三 織物に價格を表記すべき場合に於て命令の定めたる方法に依り表記を爲ざるとき

き

四 收稅官吏其の職務を執行するに當り之に對して其の執行を拒み又は之を忌避し若

は之に支障を加へたるるとき但し刑法に正條ある場合は刑法に依る

第十九條 本法又は本法に基きて發する命令に違反したる者には刑法の減輕再犯加重及

ひ數罪俱發の例を用ゐず

(解)違反とは背くこと再犯加重とは再び罪を犯す爲め幾分か刑を重くすること數罪俱

發とは多くの罪を犯したる者が一時に發覺したる時は其各罪に刑を併科せずして一の

重さに從つて論ずるとの主義なり

第二十條 織物の製造者、販賣者か未成年者又は禁治産者なるときは本法に基きて發す

る命令の規定に依り營業者に適用すべき罰則は之を法定代理人に適用す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず（廿八年一月法律第一號を以て條中修正）

（解）未成年者とは二十歳未満の者禁治産者とは瘋癲白痴等心神喪失の狀況に在る者に對し裁判所より治産の禁を命せられたる場合なり

第二十一條 織物の製造者又は販賣者の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の從業者にして其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したときは製造者又は販賣者を處罰す（全上）

（解）本條他人の行爲に關し製造者又は販賣者を罰する所以のものは元と其他人の行爲は製造者又は販賣者の爲めに爲すものにして且其他人と製造者又は販賣者自身との關係は宛も頭首と手足又は本人と代理人、命令者と被命者との關係に於てするものにて受働者の行爲は直に主働者の利害に大影響及ぼすは當然なるべければなり

第二十二條 北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は左の制限以内の地租附加稅又は

段別割を課するの外土地に對して課稅することを得す

一 北海道、府縣、北海道の區、一級町村及二級町村、沖繩縣の區及間切島

附加稅のみを課するときは 地租十分の五

段別割のみを課するときは 一段歩に付平均金四十錢

附加稅段別割を併課する場合に於て段別割の總額は總段別地租額の十分の五と附加稅總額との差額を超ゆることを得す

二 其の他の公共團體

附加稅のみを課するときは 地租十分の三

一段歩に付平均金四十錢

附加稅及段別割を併課する場合に於て段別割の總額は總段別地租額の十分の三と附加稅總額との差額を超ゆることを得す

北海道府縣以外の公共團體は營業稅又は所得稅百分の三十を超過する附加稅を課することを得す

第二條に依る地租、營業稅、所得稅及鑛區稅の増徴額に對しては附加稅を課することを得す（卅八年一月法律第一號を以て本項修正）

府縣費を市町村に分賦したる場合に於ては其の金額以内に限り市町村は内務大藏兩大臣の許可を受け第一項又は第二項の制限を超過して附加稅又は段別割を課し若は附加稅及段別割を併課することを得

明治三十六年度以前に起したる負債の元金償還及利子仕拂の爲若は非常の災害に因り復舊工事の爲費用を要し又は其費用の分賦を受けたる場合に於て特に内務大藏兩大臣の許可を受けたるときは第一項又は第二項の制限を超過して附加稅又は段別割を課し若は附加稅及段別割を併課することを得

北海道の宅地及海産干場に付ては特に内務大藏兩大臣の許可を受くるときは第一項の制限を超過して附加稅又は段別割を課し若は附加稅及段別割を併課することを得

水利の爲に費用を要する場合に於て特に内務大藏兩大臣の許可を受けたるときは第一項の制限を超過して附加稅又は段別割を課し若は附加稅及段別割を併課することを得

第一項及び第二項の制限は特に賦課率を定めたる特別法令の適用を妨げず

（解）課稅とは稅を賦課すること總額とは總高のこと増徴額とは増稅高のこと償還とは辨濟のことを云ふ本條は北海道、府縣、市町村其の他の公共團體に對する課稅の制限なり

附 則

第二十三條 本法は發布の日より之を施行す但し輸入稅に關しては本法發布後六箇月を経て之を施行す

地租、營業稅、所得稅に關しては明治三十七年分より本法を適用す

第二十二條の課稅制限は明治三十七年度より之を適用す

北海道、府縣、市町村其の他の公共團體の稅目又は稅率にして本法の規定に牴觸するものは其の牴觸の部分に限り其の効力を失ふ

（解）本條は本法の施行期日に關する規定なり牴觸とは觸るゝこと即ち相違する場合なり

第二十四條 削除(明治廿八年一月法律第一號を以て本條削除)

第二十五條 削除(全上)

第二十六條 本法施行後保稅倉庫に庫入したる砂糖にして和蘭標本色相第十五號未滿のもの及糖蜜に付ては庫出の日に於て行はるゝ輸入稅率を適用す

(解)本條は本法施行後保稅倉庫に庫入したる砂糖に於ける輸入稅率に關する規定なり

第二十七條 平和克復に至りたるときは其の翌年末日限本法を廢止す

(解)平和克復とは戰爭の結了により舊の和く平和の時代に來復することにて今日に於ける日露戰爭の終局により平和の時代に到達することを意味す元來本法は第一條に規定する如く臨時事件に因り生したる經費を支辯する爲め設けたるものなるを以て其臨時事件たる日露の戰爭終局せば素より永く本法を施行せざるべからざるの必要なを以て其翌年末日限り本法を廢止するものと定めたり故に例へは今年中に日露戰爭終局したるときは明治三十九年十二月三十一日限り本法は當然効力を失ふものにて別段廢止の法律を要せざるものとすされば少くも本法は今後二年間は存續して法の効力を有するものなり

附 則(三十八年一月法律第一號を以て該附則の各項を設く)

本法は發布の日より之を施行す但し不動産及船舶に關する登録稅に關しては明治三十八年四月一日より、鑛業に關する登録稅及試掘鑛區稅に關しては鑛業法施行の日より、毛織物以外の織物消費稅に關しては明治三十八年二月一日より、輸入稅に關しては本法發布後六箇月を経て之を施行す

地租、營業稅、所得稅、賣藥營業稅に關しては明治三十八年分より本法を適用す但し明治三十八年分賣藥營業稅前半年分の増徴額は本法施行後一箇月内に之を納むへし

明治三十八年分鑛區稅の増徴額及砂金採取地稅は本法施行の月より月割を以て計算し本法施行の日より六十日以内に之を納むへし

本法施行前鑛業條例に依り鑛業に關する出願を爲し既に非常特別稅法に依る登録稅の増徴額を納めたる者鑛業法に依り其の事項に付鑛業原簿に登録を受くるときは更に本法に依る増徴額を納むることを要せず

本法施行前より織物を製造又は販賣し本法施行後引續き之を製造又は販賣せむとする者は本法施行後三十日以内に政府に申告すへし但し毛織物を製造する者及自用に供する毛織物以外の織物のみを製造する者に關しては此の限に在らず
 前項の期間内は従前の製造又は販賣を繼續することを得

本法施行の際織物販賣者の所持する毛織物以外の織物には其の價格百分の十に相當する印紙を貼用すへし但し織物販賣者は本法施行の月より毎月の販賣高百分の十に相當する金額を其の翌月より一箇年以内に政府に納付するの條件を以て印紙貼用の免除を請ふことを得

前項但書に依り印紙免除の請求を爲さむとする者は本法施行後二十日以内に本法施行の際に所持したる毛織物以外の織物の數量價額を記載し其の旨政府に申請すへし

本法施行の際織物を販賣する者には本法施行後三十日以内に限り第十七條の三の規定を適用せず

附則第七項に依り印紙を貼用すべき場合に於ては第七條第二項乃至第四項の規定を準用す

附則第八項に依り印紙貼用の免除を得たる場合に於ては其の織物に移出前税金納付済の證印を受くへし但し小賣に供するものは此の限に在らず

附則第八項に依り印紙貼用の免除を得たる者は毎月其の織物販賣高を政府に申告すへし
 附則第八項に依り印紙貼用の免除を得たる者の納むべき金額に關しては國稅徵收法の規定を準用す

●非常特別稅法施行規則

明治三十七年三月勅令第八十五號公布
 明治三十八年一月勅令第一號改正

第一條 本令に於て製造者又は製造せむとする者と稱するは自用に供するもの、みを製造し又は製造せむとする者を包含せず

第一條の二 株式會社又は株式合資會社が所得稅法施行規則第三條に依り損益計算書を所轄稅務署に提出する場合に於ては其の事業年度間に於て最多數なりし時に於ける株主又は株主及社員の数併せ申告すへし(三十八年二月勅令第一號を以て本條以下第一條の五まで追加)

第一條の三 賣藥營業者は毎年一月十五日迄に一方劑毎に前年中に製造したる賣藥の定

價總額を所轄稅務署に申告すへし

第一條の四 通行稅は汽車、電車又は汽船の乗船車賃を領收するときは之を徵收すへし

第一條の五 汽車、電車又は汽船營業者は拂込書及計算書を添附し毎月十日迄前月分の通行稅を各營業場所所在地の金庫に拂込むへし但し營業者か本店所在地所轄稅務署の許可を得たるときは之を本店所在地の金庫に拂込むことを得

官設鐵道に於て通行稅を金庫に拂込むときは計算書の添附を省略することを得

第二條 織物を製造せむとする者は製造場及製造すへき種類を定め其の製造場所轄稅務署に申告すへし(三十八年一月勅令第一號を以て本項を修正し次に左の二項を加ふ)

販賣場を有して織物を販賣せむとする者は販賣場を定め販賣場所轄稅務署に申告すへし
販賣場を有せずして織物を販賣せむとする者は其の居所所轄稅務署に其の旨申告すへし

第三條 所轄稅務署に於て必要と認め織物製造場の圖面若は製造用の器具、器械の目錄

を提出すへきことを命したるときは織物製造者は之を提出すへし(卅八年一月勅令第一號を以て本條中修正)

第四條 織物製造者製造場を移轉せむとするときは移轉先の製造場を定め其の所轄稅務署に申告すへし(卅八年一月勅令第一號を以て本項を修正し次に左の二項を加ふ)

織物販賣者にして販賣場を有する者販賣場を移轉せむとするときは移轉先の販賣場を定め所轄稅務署に申告すへし

織物販賣者にして販賣場を有せざる者其の居所を移轉したるときは其の旨移轉先の所轄稅務署に申告すへし

第五條 織物製造者にして期間を定めて製造を爲すときは製造に着手する毎に著手及び終了の時期を豫め所轄稅務署に申告すへし(卅八年一月勅令第一號を以て條中修正)

第六條 第二條若は第五條に依り申告したる事項又は第三條に依り提出したる圖面若は目錄に記載したる事項に異動を生したるときは所轄稅務署に申告すへし

第七條 織物製造業又は販賣業を相續したるときは相續人より其の旨所轄稅務署に申告

すへし

織物製造業又は販賣業を譲渡さむとするときは譲受人と連署し所轄稅務署に申告すへし(廿八年一月勅令第一號を以て本條の二項とも修正)

第八條 織物製造者又は販賣者其の製造又は販賣を廢止せむとするときは其の旨所轄稅務署に申告すへし(廿八年一月勅令第一號を以て本條改正)

第九條 外國に輸出する織物又は製品と爲して外國に輸出せんとする織物に付消費稅の免除を得むとする者は製造場より之を引取り又は移出する都度所轄稅務署の承認を受くへし(廿八年一月勅令第一號を以て本條の全文を改正)

輸出の目的を以て製造せらるゝ織物のみを製造する製造場にして所轄稅務署に於て取締上不都合なしと認めたる場合に於ては所轄稅務署は前項の承認の省略を許可することを得製品と爲して外國に輸出せむとする織物のみを製造する製造場又は之を藏置する貯藏場にして所轄稅務署に於て取締上不都合なしと認めたるとき亦同し

前二項の場合に於て所轄稅務署か織物又は其の製品の運搬、藏置其の他の事項に付條

件を指定したるときは其條件に従ふに非されは消費稅の免除を受くることを得す

第九條の二 消費稅を納付したる織物又は之を以て製造したる物品を外國に輸出する場合に於て輸出港稅關の検査を受け其の織物又は其の物品の原料たる織物に付現金又は印紙を以て消費稅を納付したるの證據を具して出願したるときは消費稅額に相當する金額を交付す但し印紙を貼用したる織物を輸出する場合に於ては消費稅納付の證據を具することを要せず(廿八年一月勅令第一號を以て本條追加)

第十條 製造者にして其自用に供する織物に付消費稅の免除を得むとするものは製造場外に移出せむとするとき所轄稅務署の承認を受くへし(廿八年一月勅令第一號を以て本條修正)

第十一條 非常特別稅法第八條の二に依り政府の承認を得又は政府の免稅證印を受くへき場合に於ては所轄稅務署に對して其の承認又は免稅證印を求むへし(廿八年一月勅令第一號を以て本條改正)

第九條第三項の規定は之を前項の場合に準用す

第十二條 非常特別稅法第六條及第八條の二の場合の外製造場より毛織物を引取らむと

する者は其の旨製造場所轄務署に申告し併せて其の價格を申告すへし(全上)

第十二條の二 毛織物以外の織物に印紙を貼用する場合に於ては織物に價格を表記し之に相當する印紙を貼用し織物面と印紙の彩紋とに於ては消印すへし但し印紙貼用者は結目なき絲を以て紙片を織物に縫着し紙片に價格を表記し其の絲の結束したる場所に相當印紙を貼用し紙面と印紙の彩紋とに於ては消印することを得(廿八年一月勅令第一號を以て本條及び次條追加)

第十二條の三 非常特別税法第七條第二項但書に依り税金の納付を爲さむとする者は織物の移出前其の旨所轄務署に申出つへし此の場合に於ては所轄務署は織物又は織物に縫着したる紙片に納稅濟の旨を記載したる切符を貼附し又は織物に納稅濟の證印を押捺すへし

第十三條 金庫所在地以外に限り收稅官吏は自ら消費税金の領收を取扱ふことを得

前項の場合に於て收稅官吏は口頭を以て納稅告知を爲すことを得

第十四條 非常特別税法に依り提供すべき擔保物の種類は金錢及所轄務署の確實と認めたる有價證券に限る(廿八年一月勅令第一號を以て本項修正)

擔保物を提供せんとする者は前項の擔保物を供託し其の供託受領證を所轄務署に出すへし

第十五條 擔保として提供したる有價證券の價格減少したるときは所轄務署は更に相當の擔保物の提供を命ずることを得

前項に依り擔保物の提供を命ぜられたる者之を提供せざるときは稅務署は直に消費稅を徵收す

第十六條 擔保物を提供したる場合に於て消費稅納付済に至りたるるときは又は消費稅免除の確定したるときは所轄務署は返付の手續を爲すへし

第十七條 消費稅を徵收すべき場合に於て擔保物あるときは擔保物を以て税金に充つ擔保物を以て税金に充つべき場合に於ては有價證券は之を公賣に付し消費稅及公賣の費用に充つ

前二項の場合に於て不足あるときは之を追徴し殘金あるときは之を還付す

第十七條の二 印紙を貼用したる織物又は納稅濟の證印ある織物に加工せむとする場合に於て所轄稅務署に申出て其の承認を得たるときは代り印紙の交付を請求し又は更に納稅濟の證印を請求することを得(卅八年一月勅令第一號を以て本條及び次條追加)

第十七條の三 印紙を貼用したる織物又は納稅濟の證印ある織物を小切れと爲して販賣せむとするときは成るべく印紙貼用又は證印なき部分より之を切離すへし但し印紙貼用又は證印ある部分を切離する必要あるときは其の貼用印紙又は證印ある部分を切取り之を保存し毎月分を取纏め之を所轄稅務署に提出し廢棄の處分を受くへし

第十八條 織物製造者は少くとも左の事項を帳簿に記載すへし(卅八年一月勅令第一號を以て條中修正)

- 一 原料の種類、數量、他より引取りたる者に在りては引取の日及其の引渡人の住所、氏名又は名稱
- 二 使用したる原料の種類、數量及其の使用の日
- 三 製造したる種類、數量及其の製造の日

四 他に引渡したる種類、數量、價額、引渡の日及其の引取人の住所、氏名又は名稱

第十九條 織物販賣者は少くとも左の事項を帳簿に記載すへし(全上)

- 一 引取りたる種類、數量、價額、引取の日及其の引渡人の住所、氏名又は名稱
 - 二 販賣したる種類、數量、價額、販賣の日及其の買受人の住所、氏名又は名稱
- 小賣人の場合に於ては前項第二號買受人の住所、氏名又は名稱を記載することを要せず

第二十條 本令に依り所轄稅務署に申告し又は其の承認を受くべき場合に於て製造場又は藏置場に出帳したる收稅官吏に申告し又は其の承認を受けたるときは稅務署に申告し又は其の承認を受けたるものと看做す

第二十一條 收稅官吏は織物の製造者又は販賣者の營業に關し職務上知得したる事項を他に漏洩することを得ず(卅八年一月勅令第一號を以て條中修正)

第二十二條 本令中稅務署に屬する事務は稅關又は保稅倉庫より引取らるゝ織物に關しては稅關之を行ふ(全上)

附則

本令は發布の日より之を施行す
非常特別税法第二十四條に依り政府に申告すべき場合に於ては第二條に準して所轄稅務署に申告すへし

附則 (該附則は廿八年一月勅令第一號に規定せられたるものなり)

本令は發布の日より之を施行す

第一條の三に依る申告は明治三十八年に限り本令施行後十五日以内に之を爲すへし
明治三十八年法律第一號附則に依り申告又は申請を爲し若は税金納付済の證印を受くへき場合に於ては所轄稅務署に對して之を爲すへし

●非常特別税法に依り輸入税を増徴し及ひ課すへき物品の

從量税目に關する件

明治三十八年一月勅令第二號

非常特別税法第二條に依り輸入税を増徴すへき物品及同法第三條に依り輸入税を課すへ

き物品に付關稅定率法第三條に依り從量税目左の通定む

乾麵包

甲 船用のもの

乙 菓子製のもの

乾油

乾酪

咖啡(種子の)

生卵

麥粉

ハム及ベーコン

鮮肉(羊肉)

乳膏

食鹽(海鹽と礦鹽とを別たす)

每	每	每	每	每	每	每	每	每	每
百	百	百	百	斤	斤	斤	斤	斤	斤
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
○	三	○	○	一	○	○	○	○	○
三四四	四三七	○七一	七四〇	五六九	○四〇	○六七	一一一	○五七	○四一

二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

明礬
安知歇貌林
安知必林
白朮
次硝酸蒼鉛
硼砂(硼酸曹達)
艾片
桂皮
桂皮油
霍香
規那皮
辰砂(赤色硫化汞)
丁香

每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每
百		百	百		百		百		百		百	百
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇一四	〇五二	六九七	四一六	〇七四	四七一	七二一	四四一	一五三	五五一	一八〇	〇二三	一一六

甲 粗製のもの
乙 粗製のもの
鹹魚
鹹肉(牛肉若くは豚肉の樽入に爲たるもの)
石花菜
人造乳油
肌衣(上下を別たす、メリヤス製のもの)
綿製のもの
毛製のもの
毛綿製のもの
石炭酸
撒里矢爾酸
酒石酸

每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每
			十	十	十			百	百	百	百	百
斤	斤	斤	箇	箇	箇	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
〇	〇	〇	一	二	一	〇	〇	三	〇	一	〇	〇
〇三一	〇三〇	〇一五	五六〇	七〇一	三五九	〇五九	八〇三	一二七	七二五	六三二	一一五	

及し徵増を税入輸り依に法税別特常非
件るす關に目税量從の品物きへす課ひ

- 莫兒比涅(鹽酸若くは硫酸)
- 麝香
- 麝香(人造のもの)
- 甘松
- 貌羅謨剎篤亞斯
- 沃度剎篤亞斯
- 木香
- 規尼涅(鹽酸若くは硫酸)
- 大黃(塊粉を別たす)
- 洎美蘭
- 硝石(硝酸剎篤亞斯)
- 珊瑚寧
- 撒兒沙巴利刺

每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每
百		百		百		百		百	百		百	百
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
○	○	○	○	○	○	○	○	○	四	二九	二	
九五二	六四八	四九二	八六五	七二六	五三二	八〇四	一三四	〇五一	八六一	三〇八	二四三	〇〇九

及し徵増を税入輸り依に法税別特常非
件るす關に目税量從の品物きへす課ひ

- 鹽酸古加乙涅
- 阿仙藥及檳榔膏
- 健質亞那(龍膽)
- 佩里設林
- 亞拉昆亞護謨
- 安息香
- 乳香
- 苦草
- 沃度仿謨
- 吐根
- 葯刺巴根
- 甘草
- 麻黃

每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每
百	百	百	百			百	百	百		百	百		百
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
○	○	一	二	○	○	○	○	○	○	○	○	○	七
二六八	五一八	九二〇	六五九	二〇六	〇五二	三七八	三八五	七六一	〇一七	六三三	六五四	五九九	

重格魯謨酸劍篤亞斯
紺青(乾濕を別たす、礦物より製したるもの)
花綠青
沒食子及五倍子
雌黃
水藍
鉛粉(各色)
ロソウード越幾斯
栲皮
色油
紅花
蘇木
姜黃

每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
○	○	○	○	○	一	○	二	四	一	○	三	○
二四三	〇九三	九二六	六九四	〇五二	〇五五	六〇四	九一四	四八五	三九八	〇一八	一七八	八七二

攝綿支奈
沙刺克
重碳酸曹達
結晶曹達(洗濯曹達)
撒里矢爾酸曹達
蒼朮
ウアスリン
黃芩
硼酸
醋酸
單寧
炭酸安母紐謨
炭酸結麗阿曹篤

每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
○	○	五	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一
一三六	九六九	八二二	〇一〇	七四四	三六二	七四五	二五三	〇三九	二〇七	一五六	〇三七	六二五

(70)

及し徵増を税入輸り依に法税別特常非
件るす關に目税量從の品物きへす課ひ

銅	板	筒及管	條及竿	眞鍮	印度紅革	羊革	靴底皮	海馬牙	鹿角	牛角及水牛角	獸蹄	山馬皮(生、乾若くは鹽漬等の治理を経ざるもの)
每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
二	二	二	一	五	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇二九	一〇六	一七三	八五四	六五四	二七九	〇五九	九〇三	五六三	二二一	九五二		

及し徵増を税入輸り依に法税別特常非
件るす關に目税量從の品物きへす課ひ

(71)

鹿皮(生、乾若くは鹽漬等の治理を経ざるもの)	綿種子	小麥	胡麻子	大豆	大麥	フアスナツク越幾斯	白色亞鉛粉	碗青	朱	支那漆	洋漆	郡青
每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三	〇	二	〇	〇
九〇四	〇六七	三七七	五二三	二八九	二九八	〇一〇	六八九	四七三	〇七四	一一七	〇二一	九〇〇

黄銅
板
條及竿
錫箔
蠟燭
豆油
蓖麻子油(雜入、樽入及壺入のもの)
落花生豆油
石油
阿列布油(雜入及樽入のもの)
砂糖(和蘭標本色相の第十五號未滿)
糖蜜
製本用綿布

每 每 每 每 每 每 每 每 每 每 每
方 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百
ヤ 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百
ー 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤
ル 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤
ド 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤

○ ○ 一 一 ○ ○ ○ ○ 一 七 一 一
○ 二 二 二 〇 〇 〇 〇 二 三 七 七
〇 四 五 五 五 五 五 五 〇 八 八 二 〇
一 四 六 六 八 八 八 八 二 八 二 二 〇
七 四 六 六 八 八 八 八 二 八 二 二 〇

板
釘
筒及管
日耳曼銀(板、竿及線)
鐵及軟鋼
線索(電鍍したるもの)
線索(電鍍せざるもの)
鉛
板
筒及管
鋼(軟鋼に非ざるもの)
線(傘骨用凹形のもの)
線索(電鍍したると否とを別たす)

每 每 每 每 每 每 每 每 每 每 每
百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百
斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤

一 一 ○ ○ 一 ○ 三 二 二 二
〇 〇 四 四 〇 七 五 五 五
九 三 六 五 二 四 一 〇 〇 〇
〇 一 九 九 二 四 一 一 一 一 一 一

- 麻製のもの(單製)
- 麻綿製のもの(單製)
- 革布(家具等に用ゐるもの)
- 油布及リノリエム(牀に用ゐるもの)
- 沈香
- 石絨(板)
- 白堊及ホワイチンク
- 焦炭
- 苧麻綱索(船用と否とを別たす)
- 海羅
- 阿膠(普通)
- 石膏
- 麥芽

每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 十 二 箇	每 十 二 箇
○	○	○	○	一	一	○	○	一八	○	○	○	○
五二〇	〇五三	八三七	二五八	三八八	一四六	二八〇	五五〇	三二三	一〇一	〇五〇	二五〇	二九一

- 毛フェルト地
- 支那縮緬
- 支那絹紬
- 支那絹縞子
- 支那絹紋縞子
- 絹綿縞子
- 麻縫糸(無地若くは染色のもの)
- フェルト氈
- 靴護謨布
- 甲 絹入のもの
- 乙 其他各種
- 手巾
- 綿製のもの(單製)

每 十 二 箇	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド	每 方ヤールド
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇六六	二八八	五八九	〇五〇	一五七	〇九〇	一四五	二二三	〇三五	一六九	〇八〇	〇八〇	〇八〇	〇八〇

- 支那蓆(一卷四十碼)
- 椰皮蓆
- 瀝青
- 木爹兒
- 巴黎灰
- 石墨
- ハツテキ
- 籐(削きたると否とを別たす)
- 白檀
- 滑石(塊粉を別たす)
- 紫檀
- 米及粃

附則

每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每	每
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	方ヤールド
斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	卷
○	○	○	一	○	○	○	○	○	○	○	○
六四一	一五七	一一九	二二二	五三二	二五二	六五〇	一二二	三五九	二九四	〇二〇	三三六

本令は發布後六箇月を経て之を施行す
明治三十七年勅令第九十號は之を廢止す

○非常特別稅法中砂糖消費稅、輸入稅及織物消費稅に關する規定を臺灣に施行の件
明治廿八年一月勅令第十三號

非常特別稅法中砂糖消費稅、輸入稅及織物消費稅に關する規定は同法第一條を除くの外之を臺灣に施行す

附則

本令は發布の日より之を施行す

○非常特別稅法施行規則第一條の五に依る通行稅拂込方の件
明治廿八年一月大藏省令第一號

一 非常特別稅法施行規則第一條の五に依り汽車電車又は汽船營業者通行稅の拂込を爲

明治[何]年[何]月分
通行税徴收高計算書

第二號書式

摘要	人員	税額
二百圓(又ハ二百圓)以上		
一 等	100,	50 00 0
二 等	500,	125 00 0
三 等	3,000,	120 00 0
二百圓(又ハ二百圓)未満		
一 等	200,	80 00 0
二 等	500,	100 00 0
三 等	5,000,	150 00 0
百圓(又ハ百圓)未満		
一 等	800,	60 00 0
二 等	800,	80 00 0
三 等	7,000,	140 00 0
五十圓(又ハ五十圓)未満		
一 等	500,	25 00 0
二 等	2,000,	60 00 0
三 等	15,000,	150 00 0
計	84,900,	1,140 00 0

何々株式会社、合資會社又は合名會社

取締役又は代表者

又は
何々營業者

明治[何]年[何]月[何]日

某某 印

第一號書式

さむとするときは其の拂込書は第一號書式に計算書は第二號書式に準し調製し計算書は拂込書に添付すへし

二 金庫に於て前項の拂込を受けたるときは第三號書式の領收證を拂込人に交付し同號書式の通知書に計算書を添附し之を歳入徴收官に送付すへし但し計算書なきものは其の旨通知書に附記すへし

明治[何]年[何]月分通行税拂込書

一金[何程]

右拂込候也

明治[何]年[何]月[何]日

[何]金庫宛

何々株式会社、合資會社、合名會社

取締役又は代表者 [何]

某某 印

又は
何々營業者

[何]

某某 印

()内及印は朱以下倣之

第一條の一 此の税法に於て酒類と稱するは清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎の五種とす
(廿四年法律第七號を以て條中改正廿八年一月法律第三號を以て第一條を斯く第一條の一に改む)
 (解)本條は此税法に於て酒類と稱するものは如何なるものなりやを説明したるものにして清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎の五種に限るものとする
 第一條の二 此の税法に於て清酒と稱する米、米麴及水を原料とし醸酵せしめ又は酒酵母を加へて醸酵せしめ之を濾過したるものを謂ふ(廿八年三月法律第一號を以て追加)
 左に掲ぐるものは清酒と看做す
 一 前項原料の外麥、粟、玉蜀黍、稗、清酒粕又は焼酎を原料とし醸酵せしめ又は酒

酒造税法


明治二十九年三月法律第二十八號公布
 明治三十八年一月法律第三號改正

- 備 考
- 一 金額及番號は總亞刺比亞數字にて正確に記入すへし
 - 二 領收證書に限り必要あるときは邦文にて金額を記入することを得

縦三寸五分 横二寸 用紙適宜


第三號書式

通 知 書

管 所 會 社 大	「何」年 度	「何」稅 務 署 租 稅 通 行 稅
「何」番 號		
何々株式會社、合資會社、合名會社、 又ハ、取締役又ハ代表者(何 某)納 何々營業者 (何 某)納		
 取金之印 明治(何)年(何)月(何)日領收 「何」金 庫 印 「何」稅務署長「官氏名」殿		

金 庫 印

領 收 證 書

稅 行 通 行 稅	「何」年 度	「何」稅 務 署 租 稅 通 行 稅
「何」番 號		
何々株式會社、合資會社、合名會社、 又ハ、取締役又ハ代表者(何 某)納 何々營業者 (何 某)納		
 取金之印 明治(何)年(何)月(何)日領收 「何」金 庫 印 「何」稅務署長「官氏名」殿		

酵母を加へて醸酵せしめ之を濾過したるもの

二 清酒又は清酒と看做したるものを粕漉したるもの

三 清酒又は前二號に依り清酒と看做したるものに其の容量百分の一以内の焼酎又は酒精を混和したるもの

(解)本條は右酒類の中清酒と稱するものは果して如何なる原料により如何に製造したるものを意味するかを明かならしめたり醸酵とは酒と爲すこと濾過とはこすことを云ふ

第一條の三 此の税法に於て濁酒と稱するは米、米麴及水を原料として醸酵せしめ又は酒酵母を加へて醸酵せしめ之を濾過せざるものは濁酒と看做す

前項原料の外麥、粟、玉蜀黍若は稗を原料とし醸酵せしめ又は酒酵母を加へて醸酵せしめ之を濾過せざるものは濁酒と看做す

(解)本條は前條と同様酒類の中にて濁酒と稱するものは果して如何なるものなりやを説明したるなり

第一條の四 此の税法に於て白酒と稱するは米又は米麴と清酒、濁酒、味淋、焼酎又は

酒精とを混和して碾碎したるものを謂ふ(全上)

前項原料の外水を混和して碾碎したるものは白酒と看做す

(解)本條は白酒の如何なるものなりやを示せるなり碾碎とは融くことを云ふ

第一條の五 此の税法に於て味淋と稱するは米及米麴と清酒、味淋、焼酎又は酒精とを混和し濾過したるものを謂ふ(全上)

前項原料の外味淋粕又は水を混和し濾過したるものは味淋と看做す

(解)本條は味淋とは如何なるものなりやを説きたるなり混和とはまぜること濾過とはこすこと

第一條の六 此の税法に於て焼酎と稱するは清酒粕を蒸餾したるものを謂ふ(全上)

左に掲ぐる物品を原料として蒸餾したるものは焼酎と看做す

一 清酒

二 濁酒

三 味淋粕

四 米、麥、粟、黍、稗若は甘藷かんしょと麴こう及水とを原料とし醸酵はうこうせしめ又は酒酵母を加へて醸酵せしめたるもの

(解)本條は燒酎しょうちゅうの如何なるものなりやを解きたるなり蒸餾じやうりゆうとはむすこと醸酵とは燒酎となる方法を謂ふ

第二條 酒類を製造せむとする者は酒造場一箇所毎に政府の免許を受くへし其の製造を廢止せむとするときは免許の取消を求むへし

(解)酒類の製造を爲すには製造場一箇所毎に政府の免許を要するものにて妄りに製造場を設け免許なく製造することを得ず従つて其製造を廢めるときは其製造免許の取消を請はざるべからず免許とは許可と云ふに同じく、ゆるしのことを謂ふ

第三條 其の年十月一日より翌年九月三十日までを以て一酒造年度とす

(解)本條は酒造年度を規定したるなり

第四條 酒類を製造する者には其の造石數に應し左の割合を以て造石税を課す (廿八年一月法律第三號を以て本項改正)

第一種 酒精分二十度以下の清酒 濁酒、白酒、味淋及酒精分三十度以下の燒酎

一石に付金十五圓

第二種 酒精分三十度以下の燒酎

一石に付金十八圓

第三種 酒精分四十度以下の燒酎

一石に付金二十圓

第四種 酒精分四十五度以下の燒酎

一石に付金二十三圓

第五種 酒精分二十度を超ゆる清酒、濁酒、白酒、味淋及酒精分四十五度を超ゆる

燒酎 一石に付酒精分一度毎に金七十五錢

前項に於て酒精分と稱するは攝氏せつし驗温器十五度の時に於て原容量百分中に含有する〇、七九四七の比重を有する酒精の容量とす

(解)本條第一項は酒類製造者に課する造石税を規定したるものにして第二項は第一項中に所謂酒精分とは如何なるものなりやを示せるなり

第五條 政府は一酒造年度間清酒は百石濁酒は五十石燒酎は五石以上を製造する者に非ざれば酒類製造の免許を與へす但し清酒又は濁酒制限石數以上を製造する者には他の

酒類に關する制限を適用せず(三十一年法律第二十三號を以て次項とも改正三十四年法律第七號を以て酒精を削る)

酒類製造の免許を受けたる者本條の制限石數以上の製造を爲さざりしときは變災其他已むを得ざる事故に因ることを證明するに非されは制限石數に相當する造石税を課す但し其の製造せざりし石數に對しては其の年五月一日より九月三十日までには査定したるものと看做し第四條第一項の税率に依り其の造石税を徵收す

(解)酒類製造の免許を受けんと欲せば本條の規定に従ひ一定の石數以上を製造する者に非されば政府の免許を得ること能はず由しや一旦政府の免許を得るも其制限以上の石數を製造せされば政府は本條第二項に依り制限石數に相當する造石税を課せらるゝ也

第六條 造石税の納期を分て左の四期とす(三十一年法律第二十三號を以て本條改正)

第一期 七月十六日より同三十一日限

前年十月一日より其の年四月三十日まで査定石數に係る税額四分の一

第二期十月十六日より同三十一日限

同上

第三期 翌年二月十六日より同二十八日限

同上及其の年五月一日より九月三十日まで査定石數に係る税額二分の一

第四期 翌年三月十六日より同三十一日限

前納の殘數

(解)本條は造石税の納期を規定したるものにして之を分つて四期とす査定石數に係る税額何分の一とは査定石數に對する造石税の何分の一と云ふことなり

第七條 政府は酒類を製造する者脱税又は逋税を謀るの所爲ありと認むるとき若は納税保證物の免除を得ずして保證物の提供を爲さるゝときは前條の納期に拘はらず造石税の全部又は一部を徵收す此の場合に於ては納税の擔保として酒類を差押ふることを得

(三十一年法律第二十三號三十四年法律第七號を以て條中改正)

(解)本條は納期に拘らず或る條件の發生により政府は造石税の全部又は一部を徵收し得ることを規定せり脱税とは税をばづすこと逋税とは税をにぐることを謂ふ

第八條 酒類の造石數は製成の時之を査定す

酒類の造石數を査定するは定器に依る但し清酒に限り命令の定むる所に依り査定石數百分二以内の滓引減量を控除することを得

犯則其の他の事故に依り前各項に依り難き場合に於ては現在の酒類又は證憑物件に就き之を査定す

(解)本條は酒類査定之の時期及び方法を規定したるなり製成の時とは酒類として出來ありたる時容器の容量とはうつわの内に入れある高と云ふことなり

第九條 粕漉したる酒類は粕漉に依り増加したる分のみに就き其の造石數を査定す

(解)本條は粕漉したる酒類に對し造石數の査定方法を規定したるなり

第十條 酒類を製造する者の製造に係る醪は左の場合に於ては濁酒を製成したるものとして其の造石數を査定す

一 他人に譲渡すとき

二 公賣せらるるとき

三 飲料に供し又は酒類製造用の外に供するとき

(解)本條は酒類製造者の製造に係る醪に付て査定する場合を規定せるなり

第十一條 酒類を製造する者既に査定を受けたる酒類の造石數に對しては特に法律を以て定むる場合の外其の造石稅を免るゝことを得す

(解)酒類の製造者一旦査定を受けたる時は特に法律の規定ある場合の外其査定之の造石數に對しては造石稅を免るゝことを得ざるなり

第十二條 左の酒類は其の造石稅を免除することを得但し製造場外に移出したるものは此の限に在らず(三十一年法律第二十三號を以て本條改正)

一 災害に罹り酒類の廢棄に屬したるもの

二 腐敗したる酒類にして政府の承認を得酒類として飲用すへからざる處置を施したるもの

三 腐敗したる酒類又は災害に罹り飲用すへからざるに至りたる酒類にして燒酎の製造に供するもの(三十八年一月法律第三號を以て本號中改正)

四 容器の損傷若は塞栓の自然の脱去に依り酒類の亡失したるもの

(解)本條は造石税の免除を受くることを得る場合を規定したり免除とは造石税を納むるに及ばざるを謂ふ災害に罹り酒類の廢棄とは例へば火災に遭ひ其酒類中に灰燼等の混入したる爲め用ゆべからざるか又は燒棄流出等を爲したるときに如し

第十三條 酒類を製造する者は納税保證として一製造年度見込造石數一石に付金四圓の割合を以て算出したる金額に相當する保證物を豫め提供すへし但し政府の許可を受け造石數査定之都度本條の割合を以て保證物を提供することを得 (三十二年法律第二十三號を以て本條改正)

毎酒造年の見込造石數又は査定石數前項の見込造石數より十石以上増加したるときは其の石數に應し前項の割合に依り保證物を増補すへし

毎酒造年度の見込造石數又は査定石數第一項の見込造石數より十石以上減少したるときは其の石數に應し第一項の割合に依り保證物の減少を請ふことを得

酒類を製造する者此の法律を犯して處罰せられたるとき又は造石税に關して滞納處分

を受けたるときは爾後三年間政府は造石税全額までの保證物提供を命ずることを得

前三項の場合及保證物の價格に異動を生したる場合を除くの外保證物の増減を爲さず保證物に關する規定は命令を以て之を定む

(解)本條は納税保證として一定の金額に相當する保證物を酒類製造者に提供せしむる規定なり提供とは差出すことを云ふ

第十四條 左の場合に於ては保證物を免除す

一 相當の納税保證人を供したるとき

二 納税保證として造税石額に相當する酒類を保存するとき

三 造石税を前納したるとき

四 酒類を製造する者の屬する製造組合に於て納税を擔保したるとき (三十二年法律第廿

三號を以て本號追加)

(解)本條は保證物の免除に關する規定なり然れとも他に相當の信用を留保せしむるが故に全然保證の免除に非ずして寧ろ代物的の免除なり

第十五條 酒類を製造する者造石税を納めざるに依り滞納處分を執行するときは先づ保證物又は保存の義務を有する酒類を公賣して税金を徴收すへし但し保證又は保存の義務を有する酒類の價格徴收すべき税金額及滞納處分費に對し不足ありと認むるときは同時に他の財産に就き滞納處分の執行を爲すことを妨げず（三十一年法律第二十三號を以て改正）

（解）本條は造石税の不納に依り滞納處分を執行するとき先づ保證物又は保存の義務を有する酒類を公賣して税金を徴收すべきことを定めたるなり保證物は第十三條の規定により必ず之を政府に提供せざるべからずと雖も第十四條の規定により之を免除せらるゝも尙ほ納税保證として造石税額に相當する酒類を保存することあるべし仍て本條の公賣して税金を徴收する云々の規定あるものとす

第十六條 酒類を製造する者造石税を完納する能はざるときは納税保證人又は納税を擔保したる酒造組合の各組合員は納税者として其義務を負擔するものとす（全上）

（解）本條は酒類製造者が造石税を完納する能はざるとき之に代り納税者として其義務を

負擔するものを定めたるなり即ち納税保證人又は納税を擔保したる酒造組合の各組合員は自己其義務を負擔するか故に若し其義務を果さざるときは滞納處分を受くることあるべし

第十七條 酒類を製造する者納税保證として保存の義務を有する酒類は之を他人に譲渡し、質入し、消費し又は製造場外に移出することを得ず

（解）納税保證として保存の義務を有する酒類は造石税を完納する能はざるとき先づ之を公賣して税金を徴收すべきものなるにより或は之を他人に譲渡し又は質入し消費し若くは製造場外に移出する等のことを爲すを得ざるなり

第十八條 酒類を製造する者は造石数査定前に於て其の酒類を他人に譲渡し、質入し、消費し又は製造場外に移出することを得ず

（解）酒類の造石税は造石数の査定に依り確定すべきものなれば其査定前に於て其酒類を消費し又は他に移轉するときは遂に査定を爲す能はざると至り造石税は何程を課すべきやを知ることを得ず故に其弊なからしめんが爲めに本條を規定せられたるものなり

されば査定後に於て其酒類を他人に譲渡し質入し消費し又は製造場外に移出するは毫も咎むる所に非ざるなり

第十九條 收税官吏は酒類を製造する者又は之を販賣する者の所持に係る酒類、其の製造出入に關する一切の帳簿書類及酒類製造又は販賣上必要なる建築物、材料、器械其の他の物件を検査し又は監督上必要の處分を爲すことを得 (三十四年法律第七號を以て本條改正)

(解)本條は收税官吏の權能を規定したるものにして酒類の製造者又は販賣者の所持に係る酒類、其製造出入に關する一切の帳簿書類及び製造又は販賣上必要なる建築物、材料、器械其の他の物件を検査し又は監督上臨機必要の處分を爲すことを得るものとす

第二十條 削除(三十八年一月法律第三號を以て削除)

第二十一條 削除(全上)

第二十二條 免許を受けずして酒類を製造したる者は五十圓以上五千圓以下の罰金に處す但し直に造石税を賦課徴收することを妨げず(三十四年法律第七號を以て本條を改正し三十八年

一月法律第三號を以て本條中若干字を削る)

(解)本條は政府の免許を受けず即ち無免許を以て酒類の製造を爲したる者に對する制裁を規定したるものなり而して假令此制裁を蒙るも造石税を免るゝものに非ざるが故に酒類製成の時之か査定を受け第六條の納期に一定の造石税を納めざるを得ず賦課とは税を課すること徴收とは税を取立ることを謂ふ

第二十三條 削除(三十八年一月法律第三號を以て削除)

第二十三條の二 削除(全上)

第二十三條の三 削除(三十四年法律第七號を以て削除)

第二十四條 酒類を製造する者詐偽其の他不正の所爲を以て造石數の査定を免れ又は免れむとしたるときは其の石數の造石税五倍に相當する罰金に處す但し三十圓を下ることを得ず(三十四年法律第七號を以て條中改正)

(解)本條は詐偽其の他不正の所爲を以て造石數の査定を免れ又は免れむとしたる已遂未遂に對する罰則を定めたるなり即ち此場合に於ては造石數五倍に相當する罰金に處せ

らるゝものにして其最低額は假令三十圓以下なるときと雖も三十圓に止まるものとする
 第二十五條 酒類を製造する者故意に事故を作爲し又は詐術を構へ造石税の免除を得又は得むとしたるときは其の石数の造石税五倍に相當する罰金に處す但し三十圓を下ることを得す(三十四年法律第七號を以て條中改正)

(解)本條は故意に事故を作爲し又は詐術を構へ造石税の免除を得又は得むとしたるときは其の石数の造石税五倍に相當する罰金に處す但し三十圓を下ることを得す(三十四年法律第七號を以て條中改正)
 前條に相同し故意に事故を作爲しとは故らに或る事情を拵へとの意にて詐術を構へとは詐謀術計を以てすることを云ふ

第二十六條 納税保證として保存の義務を有する酒類を他人に讓渡したる者滞納處分を受くるも仍税金を完納すること能はざるときは其の不足造石税の五倍に相當する罰金に處す但し三十圓を下ることを得す(三十四年法律第七號を以て條中改正)

(解)納税保證として保存の義務を有する酒類を他人に讓渡することを得ざるは第十七條の規定する所なり然れとも元來此規定は造石税の納付を擔保するものに過ぎざるが故に

第二十八條の制裁を甘するに於ては造石税の納付に影響を及ぼさざる限り納付前に之を他人に讓渡す事を得ざるに非ざるも其保存の義務ある酒類を他人に讓渡したる後一定の期日に其造石税を納付せざるときは滞納處分を受くへく滞納處分を受けて仍は税金を完納すること能はざるときは茲に本條の犯罪は成立し其不足造石税の五倍に相當する罰金に處せらるゝなり而して其制裁は最低額三十圓を下ることを得ざるものとする
 第二十七條 酒類製造用と否とを問はず其の製造したる酒母又は醪の検査を免れ又は免れむとしたる者は三十圓以上五百圓以下の罰金に處す(三十一年法律第廿三號三十四年法律第七號を以て條中改正)

(解)酒類製造用と否とを問はず酒類製造者の製造に係る酒母又は醪の検査を免れ又は免れむとしたる者は本條の罰金に處せらるゝなり

第二十八條 酒類を製造する者第十七條又は第十八條の禁令を犯したるときは拾圓以上百圓以下の罰金に處す(三十四年法律第七號を以て條中改正)

(解)本條は造石數査定前に於て又は納税保證として保存の義務ある其酒類を他人に讓渡

し、質入し、消費し又は製造場外に移出したるときに於ける刑罰を規定したるものなり

第二十九條 酒類を製造する者又は之を販賣する者酒類の製造出入に關し帳簿の記載又は事實の申告を詐り若は怠りたるときは三圓以上三十圓以下の罰金に處す(三十四年法律第七號を以て本條改正)

(解)本條は酒類の製造者又は販賣者が酒類の製造出入に關し帳簿の記載又は事實の申告を詐り若は怠りたるときの罰則を定めたるなり事實の申告を詐るとは實際の事柄を申立つへきを虚偽の申立を爲したる場合なり

第三十條 酒類を製造する者收税官吏の職務執行を拒み又は之を忌避し又は之に支障を加へたるときは三圓以上三十圓以下の罰金に處す其の刑法に正條あるものは刑法に依る

(解)本條は酒類製造者が收税官吏の職務執行を拒み又は之を忌避し又は之に支障を加へたるときの罰則なり職務執行を拒むとは例へば製造者の所持に係る酒類又は帳簿書類

の検査を行はんとするに際し之を拒んで其検査を行はしめざること支障を加ふるとは妨げを爲すことを云ふ

第三十一條 此の税法を犯したる者には刑法の不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發の例を用ゐす但し刑法第七十五條第一項の場合此の限に在らず

(解)本條は本法に於ける特例を規定したるもの刑法の不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發の例を此税法には適用せずとの事なり

第三十二條 酒類を製造する者又は之を販賣する者の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者にして其の業務に關し此の税法を犯したるときは其の製造者又は販賣者を處罰す(三十四年法律第七號を以て本條改正)

(解)本條は酒類の製造又は販賣を爲す本人に非ざる他人即ち其代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者が製造者又は販賣者の業務に關し此税法を犯したるときは何人を罰すへきかを定めたるなり此場合に於ては其業務の執行は直接に製造者又は販賣者の爲めなるを以て其本人を罰すること、爲せるなり

第三十三條 削除(三十八年一月法律第三號を以て削除)

第三十四條 酒類を製造したる者は其の製造を廢止するも造石稅完納前にありては總て此の稅法の規程に従ふものとす

(解)酒類の製造者其製造を廢止したるときは製造者たる資格は消滅するを以て本法に羈束せられざるを本則とす然れども政府收稅の目的を達せんには其租稅即ち造石稅を納付せる間は之を廢止したると否とを問はず本法により羈束するの必要あるは勿論なり之れ本條の規定ある所以なり

第三十五條 府縣及市町村は此の法律に依り造石稅を課する酒類に對し又は其の酒類の造石數若は造石稅を標準として府縣稅若は地方稅及市町村稅其他如何なる名義を以てするも課稅することを得す(三十一年法律第二十三號を以て改正)

(解)本條は本法に依り造石稅を課する酒類又は其酒類の造石數若くは造石稅を標準として府縣稅若は地方稅及び市町村稅其他如何なる名義を以てするも府縣及び市町村たる公共團體は課稅を爲すことを得ざる旨を規定したるなり

附則

第三十六條 神社に於て古例に依り明治十三年以前より引續酒類を製造するときは一年の製造石數一石以下の場合に限り總て無稅とす

(解)本條は神社に於て古例に依り酒類を製造するとき或る制限以下は總て無稅なることを規定したるなり故に神社と雖も明治十三年以前より引續くことなく又は一年の製造石數一石以上なるときは本法により一定の課稅を免るゝことを得す

第三十七條 此の稅法は明治二十九年十月一日より施行す但し明治十三年布告第四十號同年布告第四十一號同十六年布告第四十二號及同二十二年法律第二十四號は此の稅法施行の日より廢止す

明治二十九年九月三十日前検査濟石數に係る造石稅に關しては仍明治十三年布告第四十號に依る

(解)本條は本法の施行期日並に或法律の廢止時期を定めたるなり
第三十八條 沖繩縣、東京府管下小笠原島伊豆七島には當分此の稅法を施行せず

(解)本條は本法を施行せざる地域を定めたるなり

第三十九條 沖繩縣を除く外此の法律を施行せざる地に於て製造したる酒類は此の法律施行地に移出することを得ず犯す者は其の酒類の石數に應し第四條の稅率に從て算出したる稅額五倍に相當する罰金に處す但し五十圓を下ることを得ず(三十二年法律第二十三號を以て本條を追加し三十四年法律第七號を以て條中改正二項を追加)

前項の酒類は何人の所有に屬するを問はず之を沒收す

(解)沖繩縣を除くの外本法を施行せざる地域即ち小笠原島伊豆七島等に於て製造したる酒類は他の本法施行地に移出することを得ざるなり若しも之を犯すときは其酒類の石數に應し一定の稅率に從つて算出したる稅額五倍の罰金に處せらるゝなり而して其罰金の最低額は五十圓を下ることを得ざるものとす

第二項の規定に依れば前項の酒類は何人の所有を問はず之を沒收すとあるが故に五倍の罰金に處せられたるのみを以て足れりとせず尙ほ其酒類をも沒收せらるゝものとす沒收とは取上げらるゝことを謂ふ

第四十條 削除(卅八年一月法律第三號を以て削除)

附 則(卅八年一月法律第三號追加)

本法は發布の日より之を施行す

○酒造稅法施行規則

明治二十九年八月勅令第二百八十七號公布
明治三十八年一月勅令第三號改正

編者曰く該施行規則は公布の後三十年勅令第三百八十四號三十一年勅令第三百六十二號三十四年勅令第六十四號を以て改正し更に亦今回の改正に及ひたるものなるを以て逐一之を修正し其全文を掲ぐ

第一條 酒類を製造せむとする者は製造場及製造すべき酒類を定め其の住所、氏名又は名稱を記したる免許申請書を製造場所轄稅務署に提出すへし(三十四年勅令第六十四號を以て本條を改正し三十八年一月勅令第三號を以て本條の第二項を削除す)

第一條の二 左の各號の一に該當するときは稅務署は酒類製造の免許を與へざるへし(卅八年一月勅令第三號を以て追加)

一 市街地又は稅務署所在地より一里以上の距離ある場所に製造場を設けむとするとき但し稅務署に於て製造又は監督上特別の便宜ありと認むるときは此の限に在らず

二 酒造税法若は本令に違反したる者又は其の戸主、家族、同居者若は雇人其他從業者又は稅務署に於て取締上免許を與ふるに不適當と認むる者か免許を申請したるとき

第二條 酒類の製造場は敷地の連續すると否とを問はず總て一製造場と認むべきものを謂ふ

第三條 酒類製造の免許を受けたる者は其の製造場毎に地所建物の詳細なる圖面並に製造用容器、器具、器械の目錄を調製し事業着手前に稅務署長に提出すへし但し酒類變更の場合に於て製造場及容器、器具、器械に變更なきときは此の限に在らず(三十四年勅令第百六十四號を以て但書追加)

前項の容器、器具、器械を修理し又は前項の圖面目錄に異動を生したるときは其の都

度申告すへし酒類製造主の居所氏名に異動を生したるとき亦同し

第四條 酒類製造主より前項第一項の目錄を提出し又は同第二項の申告を爲したるときは稅務署長は其の容器、器具、器械の檢定を爲すへし其の檢定後にあらされは酒類製造主は之を使用することを得ず

第五條 酒類製造主は毎酒造年度に於て製造すへき毎酒類の見込造石數、製造着手の時期製造方法及其の仕込數を記載し其の酒造年度開始前に稅務署長に申告すへし但し新に免許を受けたる者は事業着手前に本項の申告を爲すへし(三十一年勅令第三百六十二號を以て但書を追加す)

前項に依り申告したる事項を變せむとするときは其の都度申告すへし但し製造方法の變更に係るものは承認を受くへし

第六條 酒類製造業を相續したるときは相續人より其の旨を所轄稅務署に申告すへし(三十四年勅令第百六十四號を以て本項改正)

相續の場合を除く外酒類製造の事業を引繼かむとする者は總て第一條に依り酒類製造

の免許を受くへし此の場合に於ては前製造主は酒造税法第二條に依り其の免許の取消を求むへし

第六條の二 酒類製造主其の製造場を移轉せむとするときは移轉先の所轄稅務署に申請し其の許可を受くへし

第六條の三 酒類製造主其の製造を廢止せむとするときは免許取消申請書を所轄稅務署に提出すへし

第六條の四 變災其他已むを得ざる事故に因り酒造税法第五條の制限石數以上の製造を爲さざりし事由の證明は酒造年度終了後三箇月以内に之を爲すへし (第六條の二乃至本條は廿八年一月勅令第三號を以て追加)

第七條 酒類の造石税は其の製造場所在の地方に於て之を徵集す

第八條 酒類の造石數は容器の容量に依り一容器毎に其の現在する酒類の總量に就き之を査定すへし

第九條 酒造税法第八條第二項但書に依り滓引減量として控除するは査定石數の百分の

二とす

犯則に係る清酒に關しては滓引減量を控除せず (三十四年勅令第百六十四號を以て本條改正)

第十條 酒類製造主自己の製造したる酒類若は製造場外より移入したる酒類又は醪、酒精、酒精含有飲料を以て酒類を製造したるときは其の製成酒類の總石數に就き造石數を査定すへし (三十四年勅令第百六十四號を以て條中改正)

第十一條 酒造原料用の爲め酒類を製造するときは其の成功の時之を検査すへし酒造用原料品として酒類を製造場内に移入したるとき亦同し

收稅官吏は監督上必要と認むるときは前項酒類に封緘を附することを得

第十二條 酒造用原料品としたる酒類を他人に讓渡し、質入し、消費するときは若は公賣せらるゝとき又は製造場外に移出するときは其の造石數を査定すへし但し他より讓受したるものに係るときは此の限に在らず

第十三條 酒類製造主酒類を粕漉せむとするときは着手前に其の數量時期等を稅務署長に申告すへし

第十四條 酒類製造主酒類の粕漉を爲したるとき其の原酒類の石數を確證する能はざる場合に於ては其の總石數に就き造石數を査定すへし

第十五條 酒滓、酒粕、蒸溜粕を使用して製造する酒類は割水其他如何なる名稱を附するも總て其造石數を査定すへし

第十六條 酒類製造主其の製造用に供する醪を他人に譲渡し若は飲料に供し又は酒類製造用の外に供せむとするときは其の旨直に稅務署長に申告すへし

第十七條 酒母、醪又は原料用酒類の廢棄亡失若は腐敗したるときは酒類製造主は其の旨直に稅務署長に申告すへし

第十八條 酒造税法第十二條に依り造石稅の免除を請はむとする者は其の事實の生じたるるとき直に稅務署長に申請すへし(三十一年勅令第三百六十二號を以て未納の二字を削る)

第十九條 前條の申請を受けたるときは稅務署長は其の事實を調査し其の廢棄若は亡失を認むるとき又は酒類として飲用すへからざる處置を施したりと認むるときは税金の免除處分を爲すへし

腐敗したる酒類又は災害に罹り飲用すへからざるに至りたる酒類を以て燒酎の製造用に供せむとするものは税金の免除處分を爲し其の酒類は燒酎の原料品の取扱を爲すへし(三十四年勅令第六十四號を以て條削除)

第二十條 酒類製造主は酒類製造着手前に保證物を提供すへし但し酒造税法第十三條第一項但書に依り造石數査定之都度保證物を提供せむとする者は毎酒造年度製造着手前に其の旨稅務署長に申請すへし(三十一年勅令第三百六十二號を以て本條改正)

保證物を填補すへきときは其の事由の生じたるるとき直に之を提供すへし
酒類製造主保證物の免除を請はむとするときは酒造税法第十四條の一方法又は數方法を選み之を申請すへし

第二十一條 保證物の種類は左に掲ぐるものに限る

- 一 金錢
- 二 利付國債、地方債證券
- 三 政府の保護又は監視を受くる株式會社の株券又は債券

四 土地

五 建物但し火災保険に付したるものに限る(三十年勅令第三百八十四號を以て本項中削除)

第二十二條 保證物の保證價格を定むるは有價證券は市場に於ける前月の平均價格土地建物は稅務署長の認めたる時價より十分の二を控除したるものに依る但し建物に付ては時價より其の十分の二を控除したるもの被保險額より多きときは被保險額に依る(三十一年勅令第三百六十二號を以て改正)

第二十三條 保證物中金錢、有價證券は提供者之を供託し其の供託受領證を所轄稅務署に提出し土地、建物に關しては稅務署に於て抵當權の登記を登記所に囑托すへし(三十四年勅令第六十四號を以て本條改正)

第二十四條 保證物として提供したる證券債券の償却を受くるに至りたるとき若は建物の壞倒亡失したるとき又は保險契約の消滅したるときは酒類製造主は稅務署長の指定期限内に更に保證物を提供すへし但し建物に對する保險金を受領したるときは其の保險金を保證物として供託すへし

第二十五條 酒造税法第十三條の保證物を提供せざるときは收稅官吏は製造酒類に封緘を附し之を讓渡し、質入し、消費し又は製造場外に移出するを停止することを得

第二十六條 納稅保證人は稅務署長に於て納稅保證に堪ふる資力ありと認むる者に限る第二十七條 稅務署長は納稅保證人の資力納稅保證に堪へざるに至りたりと認むるときは之を變換せしむることを得

第二十八條 收稅官吏は納稅保證として保存の義務を有する酒類に封緘を附することを得

第二十九條 稅務署長は納稅保證として保存の義務を有する酒類納稅保證に適せざるに至りたりと認むるときは之を變換せしむることを得

第三十條 酒類製造主は稅務署長に申出保證物、納稅保證人又は保存の義務を有する酒類の變換を求むることを得

第三十一條 酒類製造主稅金を納めざるときは納稅保證人又は納稅を擔保したる酒造組合に通知し其の稅金を納めしむへし(三十一年勅令第三百六十二號を以て本條改正)

納税保證人又は納税を擔保したる酒造組合に於て税金を完納せざる時は酒類製造主に對し滞納處分を行ふへし

前項滞納處分の後仍税金に不足あるときは納税保證人又は納税を擔保したる酒造組合の各組合員に對し滞納處分を行ふへし

第三十二條 同一製造場内に於て清酒並に濁酒を製造せむとする者は其の醸造藏置に供する場所を酒類別に特定し稅務署長の認可を受くへし

第三十三條 稅務署長容器、器具、器械の檢定を爲したるときは之に其の番號容量其の他必要なる事項を標記又は烙記することを得

第三十四條 收稅官吏は隨時酒類製造場又は酒類販賣場に就き酒類、酒造用原料品、器具、器械、容器、帳簿又は書類を檢査すへし(三十四年勅令第百六十四號を以て條改正)

第三十五條 收稅官吏は搾器械、蒸溜器械の使用停止中之に封緘を附すへし但し修理其の他必要の事故あるときは之を解除することを得

收稅官吏は必要なしと認むるときは前條の封緘を爲さざることを得(三十八年一月勅令第三號

を以て本項を改正し次項を追加す)

收稅官吏は必要と認むるときは酒粕又は原料用酒類に封緘其の他監督上必要なる方法を施すことを得

第三十六條 自己の所有と否とを問はず容器、器具、器械及酒造用原料品は收稅官吏の承認を受くるにあらざれば酒類製造中は之を製造場外に移出することを得ず

第三十七條 收稅官吏が必要と認めて酒造用原料品を指定し其の使用前檢査を受くへきことを命じたるときは酒類製造主は其の檢査を受くへし(三十八年一月勅令第三號を以て本條改正)

第三十八條 酒類製造主は製造方法の異なる毎に竝に一仕込毎に酒母及膠に記號を附して之を區分し收稅官吏の承認を受くるにあらざれば彼是混淆することを得ず

第三十九條 左に掲ぐる場合に於て收稅官吏が必要と認めて承認を受くへきことを命じたるときは酒類製造主は其の承認を受くへし(三十八年一月勅令第三號を以て本條改正)

一 熟成したる酒母を膠に仕込まむとするとき

- 二 熟成したる醪を酒母に代用し添掛を爲さむとするとき
 - 三 酒母、醪又は原料用酒類の容器を變換せむとするとき
 - 四 仕込済の醪に水を混和せむとするとき
 - 五 原料用酒類の用途を變更せむとするとき
 - 六 蔵出前に於ける自己製造の酒類に買入酒類を混和し又は割水を爲さむとするとき
 - 七 前各號の外收稅官吏か指定したる事項を爲さむとするとき
- 第四十條 酒類製造場外より酒類製造場内に酒母、醪又は酒類を移入したるときは其の旨直に稅務署長に申告すへし
- 第四十一條 二仕込以上の醪を合併して清酒を搾揚げむとするときは收稅官吏の承認を受くへし但七仕込以上の醪は之を合併することを得ず
- 第四十二條 酒粕は其の搾揚げたる酒類の造石數査定の時之を檢査すへし
- 酒類製造主は前項檢査後にあらされは酒粕を製造場外に移出し又は使用し若は他の酒粕と混合することを得ず

第四十三條 酒類製造主は酒造用原料品及酒粕の受拂、酒母及醪の仕込、燒酎又は酒精の造り込、酒類の藏出、受拂、増減に關し詳細明瞭に其の事實を帳簿に記載すへし但し他の法律命令又は商業上の慣例に依り設備する帳簿にして本文の事項を明にするものあるときは此の限に在らず

第四十三條之二 收稅官吏は酒類製造主及販賣主の營業に關し職務上知得したる事項を他に漏洩することを得ず(三十八年一月勅令第三號を以て追加)

附則

第四十四條 酒造税法施行前に於て明治十三年布告第四十條に依り酒造營業の免許を受けたる者にして尙も引續き酒造税法第二條の免許を受けむとする者は明治二十九年九月三十日迄に第三條の圖面、目錄を添へ其の旨稅務署長に申請すへし

第四十五條 酒造税法第三十六條に該當する者は明治十三年以前より引續き酒類を製造することの事實を具し稅務署長に免許を申請すへし

附則(該附則は明治三十八年一月勅令第三號改正令に關する規定とす)

本令は發布の日より之を施行す

○酒精及酒精含有飲料稅法

明治三十四年三月法律第八號公布
明治三十八年一月法律第四號改正

第一條 酒精及酒精を含有する飲料には本法に依り造石稅を課す

(解)本條は酒精及び酒精を含有する飲料には本法により造石稅を課することを定めたるなり酒精の何たるは酒造稅法第四條第二項及び本法第三條を通覽するときは自ら明かなるべし含有するとは含むと云ふこと飲料とは飲用と云ふに同じけれども一個人の飲用と云ふにはあらで世間一般人の飲用と云ふ義に解すべし

第二條 酒精又は酒精を含有する飲料を製造するときは一石に付原容量百分中純酒精の容量一箇毎に金七十五錢の割合を以て其の石數に應じて造石稅を課す但し一石に付金十六圓の割合を下ることを得ず

(解)本條は造石稅を課する標準を定めたるなり即ち一石に付原容量百分中純酒精の容量一箇毎に金七十五錢の割合を以て其の石數に應じて造石稅を課するなりされども一石

に付金十六圓の割合を下ることを得ず之を最低制限とす

第三條 本法に於て純酒精と稱するは攝氏驗溫器十五度の時に於て〇、七九四七の比重を有する酒精とす

(解)純酒精と云ふは如何なる比重を有する酒精なるかを定めたるなり即ち攝氏の驗溫器十五度の時に於て〇、七九四七の比重ある酒精ならざるべからず酒精とはアルコール是なり

第三條の二 本法に於て葡萄酒と稱するは葡萄酒の汁液を醱酵せしめたるものを謂ふ(廿八年一月法律第四號を以て本條及び次條とも追加)

左に掲ぐるものは葡萄酒と看做す

一 葡萄酒の汁液に糖分を補充して其百分の二十四に達する限度迄精製糖を加へて醱酵せしめたるもの但し葡萄酒の汁液一石に付精製糖二十五斤を超ゆるものは此の限に在らず

二 葡萄酒の汁液又は前號に依り精製糖を加へたる葡萄酒の汁液を純炭酸石灰を以て除酸

し醱酵せしめたるもの

三 葡萄酒又は前二號に依り葡萄酒と看做したるものに其の容量百分の一以内の酒精を混和したるもの

(解)本條は葡萄酒とは如何なるものを稱するかを規定したるものにして葡萄酒の汁液は實に此酒類の原料たるものなり汁液とはしるること糖分を補充するとは砂糖分を加ふることとなり

第三條の三 本法に於て果實酒と稱するは葡萄を除くの外果實の汁液を醱酵せしめたるものを謂ふ

葡萄を除くの外果實の汁液に命令の定むる所に依り其の糖分を補充し又は其の酸を稀釋し醱酵せしめたるものは果實酒と看做す

(解)本條は本法に於て果實酒と稱するは如何なるものなりやを規定したるものなり若し本條の規定なくんば葡萄も果實の一種に外ならざるを以て葡萄の汁液を原料と爲せる葡萄酒は果實酒なりと解すべき者を生ずるは必然なるを以て特に此規定あり

第四條 清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒(ビール)には本法を適用せず(廿八年一月法律第四號を以て本條中削除せるものあり)

(解)本條は本法を適用せざる一種の葡萄酒を示したるものなり清酒、濁酒、白酒、味淋燒酎に付ては酒造税法あり麥酒に付ては麥酒税法あるを以て之を原料とし釀造したる葡萄酒に課税するものとせば原料と製成酒と二重の課税となるを以て此規定あるものとす

第五條 酒精又は酒精を含有する飲料を製造する者は製造場一箇所毎に政府の免許を受くへし其の製造を廢止せんとするときは免許の取消を求むへし

(解)本條は酒造税法第二條と權衡を同ふするものにして酒精又は酒精含有飲料の製造者は其製造場一箇所毎に政府の免許を受くべく亦其廢業の時に於ては曩に得たる免許の取消を求めざるべからず之れ當然にして否らされば政府は收稅上監督の實を擧ぐるに由なく亦當業者は故なく課税を受けざるべからざるの不幸に陥ればなり

第六條 造石税は毎月中の査定石數に依り翌月中に於て一時に之を納むへし但製造を廢

止したるときは即納とす

(解)本條は造石税の納期を規定したるものにして通常の場合に於ては毎月中の査定石數に依り翌月中に於て一時に之を納め製造廢業の時は即時に之を納めざるへからず

第七條 造石税を納むべき者造石税を逋脱し又は逋脱せむとするの所爲ありと認むるときは政府は直に造石税の全部又は一部を徵收す此の場合に於ては納税の擔保として酒精又は酒精を含有する飲料を取押ふることを得

(解)納税者が造石税の逋脱即ち其逋税又は脱税を爲し又は爲さんとするの狀況ありと認めらるゝときは政府は猶豫なく直に其造石税の全部又は一部を徵收し及び其納税擔保として酒精又は酒精含有飲料を取押へ他に讓渡す等の行爲を爲すことを得ざらしむるものなり全部とは悉皆のこと一部とは一部分のこと擔保とは抵き當てと云ふに同じ

第八條 同一製造場内に於て酒精又は酒精を含有する飲料を製造するか爲原料として使用する酒精又は酒精を含有する飲料には造石税を課せず

前項の規定に依らむとする者は其の原料用の酒精又は酒精を含有する飲料に付製成の

時石數の檢定を受くることを要す

(解)同一製造場内に於て原料として使用する酒精又は酒精含有飲料は造石税を課することなしと雖も此規定に依らむには其原料に付き新なる酒精又は酒精含有飲料製成の時石數の檢定を受けざるべからず

第九條 製造石數は酒精又は酒精を含有する飲料を製成したる時實測して之を査定す但し前條に依り檢定したる酒精又は酒精を含有する飲料は此の限に在らず

犯則其他の事故に依り前項に依り難き場合に於ては現在の酒精又は酒精を含有する飲料若し證憑物件に付き製造石數を査定し造石税を課す

(解)本條は酒精又は酒精含有飲料の査定方法を規定したるものなり査定は造石税課税の基礎にして其税額の據て定まるべき石數は此査定により確定するものとす而して其査定は第一項により製成の時實測して之を爲すを本則とすれども製造者往々不正の行爲を爲し其査定を受くる前に其目的物たる酒精又は酒精含有飲料を他に讓渡し若くは消費することなきを保せず斯る場合に於て其製造者の犯則なるは勿論なれども此儘に放

任せんか目的物の實測及び査定を爲すに由なく遂に造石税を課する能はざるに至る恐れあり仍て第二項に其場合を想像し「前項に依り難き場合に於ては云々」と規定し現在する目的物若くは證憑物件に就き製造石数を査定すべきものとせり實測とは現實に測量すること證憑物件とは證據物と云ふに同じ

第十條 第八條に依り檢定したる酒精又は酒精を含有する飲料は左の場合に於ては其の檢定石数を以て査定石数とし造石税を課す

- 一 他人に譲渡されたるとき
- 二 公賣せられたるとき

三 酒精又は酒精を含有する飲料製造用外に消費せられたるとき

(解) 第八條に依り檢定したる酒精又は酒精含有飲料は或る酒精又は酒精含有飲料を原料として新に製成したるものなるを以て造石税を課すべきは當然なり之れ檢定石数を以て査定石数とし造石税を課する所以なり

第十一條 酒精又は酒精を含有する飲料にして災害に罹り亡失したるときは其の造石税

を免除することを得但し製造場外に移出したるものは此の限に在らず

(解) 災害に罹り亡失したるときは之に課税するは頗る苛酷に失する者と謂はざるべからず之れ本條に其造石税を免除することを得と規定せられたる所以なり然れとも法文には免除することを得とありて免除すと記載せざるが故に當然免除せらるゝに非ずして政府其災害の事實を認めたる時に限り免除することを得るものにて免除すると否との自由は固より政府の有する所なり

第十二條 酒精又は酒精を含有する飲料を製造したる者は其の製造石数査定前に於て之を他人に譲渡し、質入し、消費し、又は製造場外に移出することを得す

(解) 製造石数査定前に之を他人に譲渡し質入し消費し又は製造場外に移出するときは遂に査定を爲すに由なく課税する能はざるに至るべきが故に本條に此禁令を設けたるなり

第十三條 酒精又は酒精を含有する飲料を製造する者又は之を販賣する者は其の製造出入に關し詳細明瞭に其の事實を帳簿に記載すへし

(解)酒精又は酒精含有飲料の製造者又は販賣者は帳簿を備へ之に其の製造出入の事を詳細且明瞭に記載せざるべからず本條に事實とあるが故に其記載の事柄は實際を旨とし不實の記載を爲すべからざるは勿論とす。

第十四條 收稅官吏は命令の規定に依り酒精又は酒精を含有する飲料を製造する者又は之を販賣する者の所持に係る酒精又は酒精を含有する飲料、其の製造、出入に關する一切の帳簿書類及其の製造又は販賣上必要なる建築物、器械、材料其の他の物件を検査し又は監督上必要の處分を爲すことを得。

(解)本條は酒造稅法第十九條と同じく收稅官吏の検査其他監督上必要なる處分權を規定したるものにして製造者又は販賣者は之を拒むことを得ざるは勿論なり。

第十五條 免許を受けずして酒精又は酒精を含有する飲料を製造したる者は其の造石稅五倍に相當する罰金に處す但し五十圓を下ることを得す。

(解)本條は無免許にて酒精又は酒精含有飲料を製造したる者に對する制裁即ち罰則を規定したるものにして其造石稅の五倍に相當する罰金に處せらるゝなり而して造石高の

如何に少額なる場合と雖も罰金の最低額は五十圓を下ることなきものとす。

第十六條 酒精又は酒精を含有する飲料を製造する者詐偽其の他不正の所爲を以て其の製造石數の査定を免れ又は免れむとしたるは其の造石稅五倍に相當する罰金に處す但し三十圓を下ることを得す。

(解)本條は詐偽其の他不正の所爲を以て其の製造石數の査定を免れ又は免れむとしたる製造者に對する罰則なり此場合も前條と同じく造石稅五倍の罰金なれども罰金の最低額は三十圓に止まるなり。

第十七條 酒精又は酒精を含有する飲料を製造する者故意に事故を作為し又は詐術を構へ造石稅の免除を得むとしたるときは其の申請に係る總石數の製造稅五倍に相當する罰金に處す但し三十圓を下ることを得す。

(解)本條は製造者が故意に事實を作為し又は詐術を構へ造石稅の免除を得むとしたるときは其の罰則を定めたるものにして其の申請に係る總石數の造石稅五倍の罰金とす而れども罰金の最低額は三十圓を下ることを得ざるなり。

第十八條 第十二條の禁令を犯したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

(解)本條は製造者が其の製造石數査定前に之を他人に譲渡し、質入し又は製造場外に移出したるとききの刑罰を規定したるなり即ち斯る行爲の禁令は第十二條の示す所なるにも拘らず之を犯したるとききは固より法律の禁令を犯すの意思あること勿論なるを以て本條に依り十圓以上百圓以下の罰金に處せらるゝものと知るべし

第十九條 酒精又は酒精を含有する飲料を製造する者又は之を販賣する者其の原料若は帳簿書類を隠蔽したるときは十圓以上三百圓以下の罰金に處す

(解)本條は製造者又は販賣者が其原料又は帳簿書類を隠蔽したるとききの罰則を規定したるものにして此場合は十圓以上三百圓以下の罰金に處せらるゝなり隠蔽するとは隠すことを云ふ

第二十條 酒精又は酒精を含有する飲料を製造する者又は之を販賣する者其製造、出入に關し帳簿の記載又は事實の申告を詐り若しくは怠りたるときは三圓以上三十圓以下の罰金に處す

(解)本條は製造者又は販賣者が其製造、出入に關し帳簿の記載又は事實の申告を詐り若しくは怠りたるるとききの罰則を定めたるものなり帳簿の記載を詐るとは例へば製造石數百石なるを五十石と記したる時の如きを云ひ事實の申告を怠るとは酒精又は酒精含有飲料の災害に罹り亡失したることを詳細申告すべく命せられたるに之を怠り申告せざるとききの如し

第二十一條 收稅官吏其の職務を執行するに當り之に對して其の執行を拒み又は之を忌避し又は之に支障を加へたる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す其の刑法に正條あるものは刑法に依る

(解)收稅官吏其職務を執行するに際し其執行を拒み又は忌避し又は之に支障を加へたるときは三圓以上三十圓以上の罰金に處せらるゝなり支障とは妨げを爲すこと忌避とは忌み避くることを云ふ故に行爲の程度より云へば忌避に亞ぐものは支障にして支障の一步進みたるものは執行拒絶なり而して其執行拒絶が暴行脅迫に出でたるときは刑法に從ひ四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加せらるべし

第二十二條 本法を犯したる者には刑法の不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發の例を用ゐず但し刑法第七十五條第一項の場合には此の限に在らず

(解)本條は酒造稅法第三十一條と同様本法を犯したる者には刑法の不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發等の例を用ゐざることを定めたるなり

第二十三條 酒精又は酒精を含有する飲料を製造する者又は之を販賣する者の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者にして其の業務に關し本法を犯したるときは其の製造者又は販賣者を處罰す

解製造者又は販賣者の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者に於て其製造販賣の業務上本法を犯したるときは其本人なる製造者又は販賣者を處罰するものとす否らざれば常に其本人は責任を遁れ法律の規定を無視するに至ればなり

第二十四條 酒精又は酒精を含有する飲料の製造を廢止したる者及び其の相續人の造石稅完納前に在りては總て本法の規定に従ふ

(解)製造者及び其相續人は製造を廢止するも造石稅の完納前に在りては總て本法の支配を受けざるべからず

第二十四條の二 葡萄酒及果實酒には第五條第十三條、第十四條及第十九條乃至第二十条の規定に限り本法を適用す(廿八年一月法律第四號を以て本條追加)
免許を受けずして葡萄酒又は果實酒を製造したる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

(解)本條第一項は葡萄酒及果實酒に本法中或規定を適用することを示し、第二項は無免許にて葡萄酒又は果實酒を製造したる者に對する罰則を定めたるなり

附則

第二十五條 本法は明治三十四年十月一日より之を施行す但同日前に於て製成したる酒精には舊稅率を適用す

(解)本條は本法の施行期日を定めたるものとす

第二十六條 混成酒稅法は之を廢止す但し本法施行前に於て製造したる混成酒には仍該法を適用す

(解)本條は混成酒稅法の廢止及び本法施行前に於て製造したる混成酒に同法を適用すること示したるなり

第二十七條 本法若は本法と同一の稅率を有する法規を臺灣に施行するまでは臺灣に於て製造したる酒精又は酒精を含有する飲料を本法施行地に移入することを得ず犯す者は其の石數に應し第二條の稅率に從て算出したる稅額五倍に相當する罰金に處す但し五十圓を下ることを得ず

前項の酒精又は酒精を含有する飲料は何人の所有に屬するを問はず之を沒收す

(解)本條は或る時期まで臺灣に於て製造したる酒精又は酒精含有飲料を本法施行地に移入することを得ざる旨並に其違犯に對する罰則を規定したるものなり

附則 (該附則は廿八年一月法律第四號改正法律の規定とす)

本法は發布の日より之を施行す

本法施行前より葡萄酒を製造し本法施行後引續き之を製造せむとする者は本法施行後一箇月以内に政府の免許を受くへし其の期間内は從前の製造を繼續することを得

○酒精及酒精含有飲料稅法施行規則

明治三十四年八月勅令第百六十五號公布 明治三十八年一月勅令第四號改正

第一條 酒精又は酒精含有飲料を製造せむとする者は製造場及製造すべき種類を定め其の住所、氏名又は名稱を記し免許申請書を製造場所轄稅務署に提出すへし(本條に第二項ありたるも三十八年一月勅令第四號を以て削除す)

第一條の二 左の各號の一に該當するときは稅務署は酒精又は酒精含有飲料製造の免許を與へざるへし(三十八年一月勅令第四號を以て本條追加)

一 市街地又は稅務署所在地より一里以上の距離ある場所に製造場を設けむとするとき但し稅務署に於て製造又は監督上特別の便宜ありと認むるときは此の限に在らず

二 酒精及酒精含有飲料稅法若は本令に違反したる者又は其の戶主、家族、同居者、雇人其の他從業者又は稅務署に於て取締上免許を與ふるに不適當と認むる者か免許を申請したるとき

第二條 酒精又は酒精含有飲料の製造場は敷地の連續すると否とを問はず總て一製造場と認むべきものを謂ふ

第三條 酒精又は酒精含有飲料製造の免許を受けたる者は其の製造場毎に地所建物の詳細なる圖面、製造用容器、器具、器械の目錄及酒精又は酒精含有飲料製造方法書を調製し事業者手前所轄稅務署に提出すへし但し種類變更の場合に於て製造場及容器、器具、器械に變更なきときは其の圖面及目錄を提出することを要せず

前項の圖面及目錄に記載したる事項に異動を生したるときは其の都度申告すへし製造方法を變更し又は製造者の住所、氏名又は名稱に異動を生したるとき亦同し

第四條 酒精又は酒精含有飲料製造者より前條第一項の目錄を提出し又は同第二項の申告を爲したるときは所轄稅務署は其の容器、器具、器械の檢定を爲すへし此の場合に於て稅務署は之に番號容量其の他必要なる事項を標記又は烙印することを得

前項檢定後に非されば製造者は酒精又は酒精含有飲料製造用容器、器具、器械の使用を爲すことを得ず

第五條 酒精又は酒精含有飲料者は製造着手の時期を定め豫め所轄稅務署に申告すへし製造を休止せむるとき若し製造休止後更に製造に着手せむるとき又は其の申告したる事項を變更するときは亦同し

第六條 酒精又は酒精含有飲料製造業を相續したるときは相續人より其の旨所轄稅務署に申告すへし

相續の場合を除くの外酒精又は酒精含有飲料製造業の引繼を受けむとする者は第一條に依り酒精又は酒精含有飲料製造の免許申請書を所轄稅務署に提出すへし此の場合に於ては前製造者は酒精及酒精含有飲料稅法第五條に依り其の免許の取消を求むへし(三十八年一月勅令第四號を以て本項改正)

第六條の二 酒精又は酒精含有飲料製造者其の製造場を移轉せむとするときは移轉先の所轄稅務署に申請し其の許可を受くへし(三十八年一月勅令第四號を以て追加)

第七條 酒精又は酒精含有飲料製造者其の製造を廢止せむとするときは免許取消申請書を所轄稅務署に提出すへし

第八條 酒精及酒精含有飲料稅法第八條第二項に依り檢定を受けたる酒精又は酒精含有飲料は製造場内に於て他の酒精又は酒精含有飲料と區別して藏置すへし

第九條 酒精又は酒精含有飲料の原料廢棄、亡失其の他原料に異狀ありたるときは製造者は其の旨直に所轄稅務署に申告すへし

第十條 酒精及酒精含有飲料稅法第十一條に依り造石稅の免除を請はむとする者は亡失の事實ありたるるとき直に其の申請書を所轄稅務署に提出すへし

第十一條 酒精又は酒精含有飲料製造者は少くとも左の事項を帳簿に記載すへし

一 原料の種類數量他より引取りたるものに在りては引取の日及其の引取先

二 使用したる原料の種類、數量及其の使用の日

三 製造したる酒精又は酒精含有飲料の種類數量及其の製成の日

四 他に引渡したる酒精又は酒精含有飲料の種類數量價額引渡の日及其の引渡先
小賣の場合に於ては前項第四號引渡先の記載を要せず

第十二條 酒精又は酒精含有飲料販賣者は少くとも左の事項を帳簿に記載すへし

一 引取りたる酒精又は酒精含有飲料の種類、數量、價額、引取の日及引取先

二 販賣したる酒精又は酒精含有飲料の種類、數量、價額、販賣の日及賣渡先
小賣の場合に於ては前項第二號賣渡先の記載を要せず

第十三條 收稅官吏は隨時酒精又は酒精含有飲料製造場又は販賣場に就き酒精又は酒精含有飲料、其の原料品、容器、器具、器械又は帳簿書類を檢査すへし

第十四條 收稅官吏は監督上必要と認むるときは製造用容器、器具、器械又は原料に封印を施すことを得

第十五條 左に掲ぐる場合に於て收稅官吏が必要と認めて承認を受くへきことを命じたるときは酒精又は酒精含有飲料製造者は其の承認を受くへし(三十八年一月勅令第四號を以て

本條改正)

一 醱酵液若は原料用酒精又は酒精含有飲料を他の容器に移替へむとするとき

二 濾過蒸餾又は調合に著手せむとするとき

三 原料用酒精又は酒精含有飲料を使用せむとするとき又は其の用途を變更せむとする

るとき

四 酒精又は酒精含有飲料の殘滓等を製造場外に移出し又は之を使用し若は他の殘滓等と混合せむとするとき

五 自己の所有と否とを問はず製造用容器、器具、器械を製造場外に移出せむとするとき

六 製造場外より製造場内に酒精又は酒精含有飲料を移入せむとするとき

七 前各號の外收稅官吏か指定したる事項を爲さむとするとき

第十六條 削除(三十八年一月勅令第四號を以て削除)

第十七條 收稅官吏は酒精又は酒精含有飲料製造者及販賣者の營業に間し職務上知得したる事項を他に漏洩することを不得す

附則

第十八條 本令施行前酒造稅法又は混成酒稅法に依り酒精又は酒精含有飲料製造の免許を受けたる者は本令第一條第一項及第三條第一項の手續を爲すことを要せず

第十九條 本令施行前より引續き酒精含有飲料を製造する者には本令施行の際に限り第四條第二項を適用せず

附則

(該附則は卅八年一月勅令第四號の改正部分に關する規定とす)

本令は發布の日より之を施行す

○麥酒稅法

明治三十四年三月法律第十二號公布
明治三十八年一月法律第五號改正

第一條 麥酒(ビール)には本法に依り麥酒稅を課す

本法に於て麥酒と稱するは麥芽、「ホップ」及水を原料とし麥酒酵母を加へて醱酵せしめたるものを謂ふ(三十八年一月法律第五號を以て本項及び次項とも追加)

前項原料の外麥芽の重量十分の三以内の米を原料とし麥酒酵母を加へて醱酵せしめたるものは麥酒と看做す

(解)本條は麥酒には麥酒稅を課すること並に本法に於て麥酒と稱するは果して如何なるものなりやを規定したるなり原料とはもとのこと重量とは重みみのことを云ふ

第二條 麥酒を製造せむとする者は製造場一箇所毎に政府の免許を受くへし其製造を廢止せむとするときは免許の取消を求むへし

(解) 麥酒の製造者は製造場一箇所毎に政府の免許を受くへきものにして其製造を廢止するときは其免許の取消を受けざるへからず製造場一箇所と云ふは必ずしも敷地の連続するを要せずと雖も總て一製造場と認むへきものならざるへからず

麥酒製造の免許申請は施行規則第一條に依り申請書を作り之を製造場所轄稅務署に差出すへく而して其免許を受けたるときは其製造場毎に地所、建物の詳細なる圖面、製造用容器、器具、器械の目錄及び麥酒製造方法書を調製し事業者手前に所轄稅務署に

差出すへきものとする然るときは稅務署は其の容器、器具、器械等の檢定を爲さるゝなり」製造廢止の時免許の取消を受くるには免許取消申請書を作り之を所轄稅務署に差出して爲すものとす本條に謂ふ政府は取も直さす所轄稅務署を指すものなり

第三條 麥酒稅は麥酒一石に付金七圓の割合を以て其の製造石數に應し麥酒を製造する者より之を徵收す

(解) 本條は麥酒稅の稅率及び其納稅義務者を指定したるものにして即ち一石に付金七圓の割合を以て其製造石數に應し麥酒製造者より麥酒稅を徵收するものとす

第四條 麥酒稅は毎月中の査定石數に依り翌月中に於て一時に之を納むべし但し製造を廢止したるときは即納とす

(解) 本條は麥酒稅の納期を規定したるものなり即ち毎月中の査定石數に依り翌月中に於て一時に之を納むへきを通常とす然るに若し製造を廢止したる時は即納とし其時直に之を納付せざるへからず

第五條 麥酒を製造する者麥酒稅を逋脱し又は逋脱せむとするの所爲ありと認むるときは政府は直に麥酒稅の全部又は一部を徵收す此の場合に於ては納稅の擔保として麥酒を差押ふることを得

(解) 製造者は麥酒稅を負擔せざるへからず這は既に本法第三條の明言する所なり然るに製造者其麥酒稅を逋脱し又は逋脱せんとするの所爲あるは不法不當にして政府は其麥酒稅の徵收に於て猶豫する所あるへからず此を以て本條に政府は直に麥酒稅の全部又

は一部を徴收すと規定せられたり此場合に於て製造者より直に全部又は一部の徴税を爲し得るときは論なきも若し製造者直に納付せざるときは政府は納税の擔保として其麥酒を差押ふることあるべきなり之れ寔に當然なり何となれば製造者は政府の收税を害し又は害せんと爲したるか爲めに自ら其危険擔保の責に任すべきは行爲の制裁なればなり

第六條 麥酒の製造石數は製成の時容器の容量に依り之を査定す

犯則其の他の事故に依り前項に依り難き場合に於ては現在の麥酒又は證憑物件に就き其の製造石數を査定し麥酒税を課す

(解)本條は麥酒の査定時期及び方法を規定したるものとす即ち製造石數は製成の時容器の容量に依り之を査定するものなり製成の時とは濾過したる時を云ふ然れども這是通常の場合にして若し製造者か其査定前に之を他人に讓渡し若くは消費する等の犯則を爲したるときは如何にすべきやと云ふに此場合に於ては證憑物件に就き其製造石數を査定するの外なし之れ本條第二項の規定ある所以なり

第七條 災害に罹り亡失したる麥酒に關しては其の麥酒税を免除することを得但し製造場外に移出したるものは此の限に在らず

(解)製造場内に於て災害に罹り亡失したる麥酒に關しては麥酒税の免除を受くることを得るものにて此免除を請はんとする者は其亡失の事實ありたる時直に其申請を所轄稅務署に爲すべきものとす災害に罹り亡失するとは火事、盜難、震災、洪水、海嘯又は氣候等により消亡、流出、腐敗等を爲すことを云ふ

第八條 麥酒を製造する者は製造石數査定前に於て其の麥酒を他人に讓渡し、質入し又は消費し又は製造場外に移出することを得ず

(解)麥酒税は製造石數に應し一定の稅率に依據し之を定むるものにて其製造石數の何程なりやは査定に因り之を確定す然れば其査定前に於ては苟も製造石數を不明ならしむる行爲を爲すべからざるは多辯を要せざる所なり之れ本條に製造石數査定前に於て其麥酒を他人に讓渡し、質入し又は消費し又は製造場外に移出することを得すと規定し第十四條に其禁令を犯したる者を罰する規定を設けられたる所以なり

第九條 麥酒を製造する者又は之を販賣する者は麥酒の製造出入に關し詳細明瞭に其の事實を帳簿に記載すへし

(解)製造者又は販賣者は麥酒の製造出入に關し詳細明瞭に其事實を帳簿に記載すへきものとする

製造者の記載を要するものは左の如し

- 一、原料の種類、數量、他より引取りたるものに在りては引取の日及其引取先
- 二、使用したる原料の種類、數量及其使用の日
- 三、製造したる麥酒の數量及其製成の日
- 四、他に引渡したる麥酒の數量、價額、引渡の日及引渡先(小賣の場合に於ては此引渡先の記載を要せず)

販賣者の記載を要するものは左の如し

- 一、引取りたる麥酒の數量、價額、引取の日及引取先
- 二、販賣したる麥酒の數量、價額、販賣の日及賣渡先(小賣の場合に於ては此賣渡先の記載を要せず)

の記載を要せず)

第十條 收稅官吏は命令の規定に依り麥酒を製造する者又は之を販賣する者の所持に係る麥酒其の製造、出入に關する一切の帳簿書類及び麥酒製造又は販賣上必要なる建築物、器械、材料其の他の物件を検査し又は監督上必要の處分を爲すことを得

(解)本條は收稅官吏の検査其他必要處分の權能を規定したるものなり必要の處分を爲すとは製造用の容器、器具、器械等に封印を爲すとか又は麥芽汁を醱酵桶に入れんとするるとき又は醱酵液を他の容器に入れんとするときは又或は麥酒の濾過を爲さんとするときは其他の場合に於て收稅官吏の承認を受けしめ若くは圖面、目錄等に記載したる事項に異動を生じたるるとき其都度申告を爲さしむる等の如し

第十一條 免許を受けずして麥酒を製造したる者は其の麥酒稅五倍に相當する罰金に處す但し五十圓を下ることを得ず

(解)本條は無免許にて麥酒の製造を爲したる者に對する罰則を定めたるなり

第十二條 麥酒を製造する者詐偽其の他不正の所爲を以て其の製造石數の査定を免かれ

又は免かれむとしたるときは其の麥酒税五倍に相當する罰金に處す但し三十圓を下ることを得ず

(解)本條は製造者が詐欺其他不正の所爲を以て其製造石數の査定を免かれ又は免かれむとしたるとききの罰則を定めたるなり如何なる事が不正の所爲なりや否やは事實の問題にして裁判官の決する所なれとも先づ告發者たる收税官吏は須らく其事實を檢覈し全く不正の所爲なることを説明せざるへからず只自己の感覺に訴へ直に不正なりとし彼れは製造石數の査定を免れん爲め云々の行爲を爲したるものなりと速斷するか如きは極めて危険なり從來往々收税官吏の擅横を云爲する製造者の如きは蓋し其官吏の一片の感情に左右せらるゝことを憤慨するに外ならず然れとも如何に感情に走る官吏と雖も當業者に一點の過失不法なけんか素より之に對し冷酷の處置を執る等なし朝野共に戒めざるへからず

第十三條 麥酒を製造する者故意に事故を作爲し又は詐術を構へ麥酒税の免除を得又得むとしたるときは其の申請に係る總石數の麥酒税五倍に相當する罰金に處す但し三十

圓を下ることを得ず

(解)本條は製造者が故意に事故を作爲し又は詐術を構へ麥酒税の免除を得又は得むとしたるとききの罰則を定めたるなり

第十四條 麥酒を製造する者第八條の禁令を犯したるときは十圓以上百圓以下の罰金に處す

(解)本條は第八條の下に一言したる如く査定に因り確定する製造石數を紛亂せんとするの所爲を罰するものにして其罪は査定前に其麥酒を他人に讓渡すに依り又は質入若くは消費を爲すに依り或は亦製造場外に移出するに依りて成立す故に實際其製造石數に増減なきも此等の行爲ありたるときは本條の制裁を免るゝことを得ず

第十五條 麥酒を製造する者又は之を販賣する者其の原料又は帳簿書類を隠蔽したるときは十圓以上三百圓以下の罰金に處す

(解)本條は製造者又は販賣者が其原料又は帳簿書類を隠蔽したるとききの罰則なり

第十六條 麥酒を製造する者又は之を販賣する者麥酒の製造、出入に關し帳簿の記載又

は事實の申告を詐り若は怠りたるときは三圓以上三十圓以下の罰金に處す

(解)本條は製造者又は販賣者か其麥酒の製造、出入に關し帳簿の記載又は事實の申告を詐り若は怠りたるべきの罰則なり本條の罪は他の罪に比し犯し易さか故に當業者たる者其刑の輕きに忤れ之を犯す等のことなきを留意すへし

第十七條 收税官吏其の職務を執行するに當り之に對して其の執行を拒み又は之を忌避し又は之に支障を加へたる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す其の刑法に正條あるものは刑法に依る

(解)收税官吏の職務を執行するに當り之に對し其執行を拒み又は之を忌避し若くは支障を加へたる者は本條に依り三圓以上三十圓以下の罰金に處せらるゝに過ぎずと雖も若しも暴行脅迫を加へて其執行を拒みたるときは刑法上の罪を構成し重禁錮に處せらるへし

第十八條 本法を犯したる者には刑法の不論罪及減輕、再犯加重、數罪俱發の例を用ゐす但し刑法第七十五條第一項の場合此の限に在らず

(解)本法に規定したる罪も一定の刑罰を科する以上は此點に於て刑罰法の性質を有するが故に何等の規定なき時は刑法の總則により一定の原則に支配せられざるを得ず然れとも本法上の罪は亦刑法上の一般の罪と同一に論ずへからざるものあるが故に茲に除外例を設けたるに外ならず

第十九條 麥酒を製造する者又は之を販賣する者の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者にして其の業務に關し本法を犯したるときは麥酒製造者又は販賣者を處罰す

(解)本條は製造者又は販賣者の業務に關し製造者又は販賣者自身に非ざる他人の犯したる本法上の犯罪に付其製造者又は販賣者を罰する特例を規定したるなり

第二十條 麥酒製造を廢止したる者及其の相續人は麥酒税完納前に在りては總て本法の規定に従ふ

(解)製造を廢止するも麥酒税を全部納付し了らざる時に於ては尙ほ本法の支配を受けざるへからず若し一旦製造を廢止すれば全く本法の支配を脱するものとせんか何人も製

造者は麥酒稅の納付に先ち廢業を爲すべく假令幾分は納付したりとて未だ完納せざる前に廢業を爲して其徵稅を避けんとするは人情の免るへからざる所なり斯くては政府收稅の目的を達することを得ざるは勿論なるを以て本條に麥酒稅完納前に在りては云と規定せられたるものとす相續人とあるは製造廢止者の相續人にして廢止者と相續人とを同時に本法に羈束するに非ず廢止者の死亡又は失踪若くは隱居等を爲したると其相續人之に代て麥酒稅の完納まで本法に羈束せらるゝにあり

附則

第二十一條 本法は明治三十四年十一月一日より之を施行す

(解)本條は本法の施行期日を定めたるなり

第二十二條 本法施行前より麥酒の製造を爲す者本法施行後十日以内に於て製造場一箇所毎に政府に申告するときは本法施行の日より本法に依り免許を受けたる者と看做す
(解)本條は本法施行前より麥酒の製造を爲す者に對する特別取扱を定めたるものなり

附則(卅八年一月法律第五號改正法律に關る規定とす)

本法は發布の日より之を施行す

○麥酒稅法施行規則

明治三十四年八月勅令第百六十八號公布
明治三十八年一月勅令第五號改正

第一條 麥酒を製造せんとする者は製造場を定め其の住所、氏名又は名稱を記したる免許申請書を製造場所轄稅務署に提出すへし(本條に第二項ありしも三十八年一月勅令第五號を以て削除す)

第一條の二 左の各號の一に該當するときは稅務署は麥酒製造の免許を與へざるへし

(三十八年一月勅令第五號を以て本項追加)

一 市街地又は稅務署所在地より一里以上の距離ある場所に製造場を設けむとするとき但し稅務署に於て製造又は監督上特別の便宜ありと認むるときは此の限にあらす

二 麥酒稅法若は本令に違反したる者又は其の戸主、家族、同居者、雇人其他從業者又は稅務署に於て取締上免許を與ふるに不適當と認むる者か免許を申請したると

第二條 麥酒の製造場は敷地の連續すると否とを問はず總て一製造場と認むべきものを謂ふ

第三條 麥酒製造の免許を受けたる者は其の製造場毎に地所、建物の詳細なる圖面、製造用容器、器具、器械の目錄及麥酒製造方法書を調製し事業着手前所轄稅務署に提出すへし

前項の圖面及目錄に記載したる事項に異動を生したるときは其の都度申告すへし製造方法を變更し又は製造者の住所、氏名又は名稱に異動を生したるとき亦同し

第四條 麥酒製造者より前條第一項の目錄を提出し又は同第二項の申告を爲したるときは所轄稅務署は其の容器、器具、器械の檢定を爲すへし此の場合に於て稅務署は之に番號、容量其の他必要なる事項を標記又は烙記することを得

前項檢定後に非されは麥酒製造用容器、器具、器械の使用を爲すことを得ず

第五條 麥酒製造者は製造着手の時期を定め豫め所轄稅務署に申告すへし製造を休止せ

むとするとき若しは休止後製造に着手せむとするとき又は其の申告したる事項を變更するときは亦同し

第六條 麥酒製造業を相續したるときは相續人より其の旨所轄稅務署に申告すへし相續の場合を除くの外麥酒製造業の引繼を受けむとする者は第一條に依り麥酒製造の免許申請書を所轄稅務署に提出すへし此の場合に於ては前製造者は麥酒稅法第二條に依り其の免許の取消を求むへし(三十八年一月勅令第五號を以て本條改正)

第六條の二 麥酒製造者其の製造場を移轉せむとするときは移轉先の所轄稅務署に申請し其の許可を受くへし(卅八年一月勅令第五號を以て本條追加)

第七條 麥酒製造者の其の製造を廢止せむとするときは免許取消申請書を所轄稅務署に提出すへし

第八條 製造石數査定は濫過したる時に於てす

第九條 麥酒釀造中醱酵液廢棄、亡失其の他醱酵液に異狀ありたるときは製造者は其の旨直に所轄稅務署に申告すへし

第十條 麥酒稅法第七條に依り造石稅の免除を請はむとする者は亡失の事實ありたるとき直に其の申請書を所轄稅務署に提出すべし

第十一條 麥酒製造者は少くとも左の事項を帳簿に記載すべし

- 一 原料の種類、數量、他より引取りたるものに在りては引取の日及其の引取先
 - 二 使用したる原料の種類、數量及其使用の日
 - 三 製造したる麥酒の數量及其の製成の日
 - 四 他に引渡したる麥酒の數量、價額、引渡の日及引渡先
- 小賣の場合に於ては前項第四號引渡先の記載を要せず

第十二條 麥酒販賣者は少くとも左の事項を帳簿に記載すべし

- 一 引取りたる麥酒の數量、價額、引取の日及引取先
 - 二 販賣したる麥酒の數量、價額、販賣の日及賣渡先
- 小賣の場合に於ては前項第二號賣渡先の記載を要せず

第十三條 收稅官吏は隨時麥酒製造場又は販賣場に就き麥酒、其の原料品、容器、器具、

器械又は帳簿書類を検査すべし

第十四條 收稅官吏は監督上必要と認むるときは製造用容器、器具、器械に封印を施すことを得

第十五條 左に掲ぐる場合に於て收稅官吏が必要と認めて承認を受くべきことを命じたるときは麥酒製造者は其の承認を受くべし(三十八年一月勅令第五號を以て改正)

- 一 麥芽汁を醱酵桶に入れむとするとき
- 二 醱酵液を他の容器に移替へむとするとき
- 三 麥酒の漉過を爲さむとするとき
- 四 麥酒の殘滓等を用ゐる更に麥酒を製造せむとするとき
- 五 麥酒の殘滓を製造場外に移出し又は他の殘滓と混合せむとするとき
- 六 自己の所有と否とを問はず製造用容器、器具、器械を製造場外に移出せむとするとき
- 七 製造場外より製造場内に麥酒を移入せむとするとき

八 前各號の外收稅官吏か指定したる事項を爲さむとするとき

第十六條 削除(三十八年一月勅令第五號を以て削除す)

第十七條 收稅官吏は麥酒製造者及販賣者の營業に關し職務上知得したる事項を他に漏洩することを得ず

附則

第十八條 本令第四條第二項は本令施行の際に限り麥酒稅法第二十二條に依り麥酒の製造を申告したる者に之を適用せず

附則(三十八年一月勅令第五號改正令に關する規定とす)

本令は發布の日より之を施行す

○醬油稅則施行規則

明治三十二年三月勅令第四十六號公布
明治三十八年一月勅令第六號改正

第一條 醬油を製造せむとする者は製造場を定め其の住所、氏名又は名稱を記したる免許申請書を製造場所轄稅務署長に提出すへし但し自家用のみの醬油を製造せむとする

者は其の旨を附記すへし(卅八年一月勅令第六號を以て本條改正)

第二條 左の各號の一に該當するときは稅務署長は醬油製造の免許を與へざるへし

(全上)

一 市街地又は稅務署所在地より一里以上の距離ある場所に製造場を設けむとするとき但し稅務署長に於て製造又は監督上特別の便宜ありと認むるときは此の限に在らず

二 醬油稅則若は本令に違反したる者又は其の戸主、家族、同居者、雇人其の他從業者又は稅務署長に於て取締上免許を與ふるに不適當と認むる者か免許を申請したるとき

第三條 醬油製造場は敷地の連續すると否とを問はず總て一製造場と認むべきものを謂ふ

第四條 醬油製造人は其の製造場毎に地所、建物の詳細なる圖面並醬油製造用容器の目錄を調製し事業着手前に稅務署長に提出すへし

前項の容器を修理し又は前項の圖面目錄に記載したる事項に異動を生したるときは之を申告すへし醬油製造人の居所、氏名に異動を生したるとき亦同し

第五條 醬油製造人より前條第一項の目錄を提出し又は容器に關し同條第二項の申告を爲したるときは稅務署長は其の容器の檢定を爲すへし其の檢定後に非されは醬油製造人は之を使用することを得ず

稅務署長容器の檢定を爲したるときは之に番號其他必要なる事項を標記又は烙記すへし

第六條 醬油製造人は毎年見込仕込石數、見込査定石數及製造方法を記し前年十二月中に稅務署長に申告すへし但し前年の製造方法に依るものは其の旨を申告し別に製造方法を記載することを要せず

新に免許を受けたる者は事業着手前に前項の申告を爲すへし
前二項に依り申告したる事項を變更せむとするときは之を申告すへし

第七條 醬油製造業を相續したるときは相續人より其の旨所轄稅務署長に申告すへし

(三十八年一月勅令第六號を以て本條改正)

相續の場合を除くの外醬油製造業の引繼を受けむとする者は第一條に依り醬油製造の免許申請書を所轄稅務署長に提出すへし此の場合に於ては前製造人は醬油稅則第一條に依り其の免許の取消を求むへし

第七條の二 醬油製造人其の製造場を移轉せむとするときは移轉先の所轄稅務署長に申請し其の許可を受くへし(三十八年一月勅令第六號を以て本條追加)

第七條の三 醬油製造人其の製造を廢止せむとするときは免許取消申請書を所轄稅務署長に提出すへし(全上)

第八條 醬油の造石稅は其の製造場所在の地方に於て之を徵收す

第九條 醬油の造石數は容器の容量に依り一容器毎に其の現在する醬油の總量に就き之を査定すへし

前項に依り難き場合に於ては現在の醬油又は證憑物件に就き之を査定すへし

第十條 醬油を醬油製造の原料に供せむとするときは醬油は製成前溜は製成の際其の石

數の檢定を受くへし
前項に依り檢定を受けたる醬油を製造場外に移さむとするときは稅務署長に申告すへし

第十一條 前條第一項に依り檢定を受けたる醬油を賣渡、貸渡、讓渡又は自用し若は前條第二項の申告を爲さずして其の製造場外に移したるときは檢定石數に依り其の造石數を査定すへし

第十二條 左に掲ぐる場合に於て收稅官吏か必要と認め承認を受くべきことを命じたるときは醬油製造人は其の承認を受くへし(三十八年一月勅令第六號を以て本條改正)

- 一 自己の所有と否とを問はず容器を製造場外に移出せむとするとき
- 二 原料用醬油を使用せむとするとき
- 三 諸味又は原料用醬油の容器を變換せむとするとき
- 四 前各號の外收稅官吏か指定したる事項を爲さむとするとき

第十三條 造石數査定未濟の醬油漏溢其他の事故に依り減量又は廢棄に屬したるときは

直に稅務署長に申告すへし

第十四條 醬油稅則第十一條に依り造石稅の免除を請はむとする者は其の事實の生じたる時直に稅務署長に申請すへし

第十五條 前條の申請を受けたるときは稅務署長は其の事實を調査し其の廢棄を認むるときは稅金の免除處分を爲すへし

第十六條 外國に輸出したる醬油の造石稅下戻を請求せむとする者は輸出港稅關の檢查濟證明書並輸入港稅關の陸揚免狀若は其の他の證憑書類を當初の輸出港稅關に提出すへし

第十七條 醬油を製成したる後其の諸味造石數の算出を要するときは所轄稅務署管内に於ける前年中の製成醬油一石に對する諸味石數の平均歩合に依る但し輸出醬油の造石稅下戻の場合に於ては全國に於ける前年中の製成醬油一石に對する諸味石數の平均歩合に依る

第十八條 溜粕は其の製成したる溜の造石數査定之時之を檢查すへし

第十九條 醬油製造人は毎年一月三十一日限り前年中に製成したる醬油石數其の諸味石數を稅務署長に申告すへし

醬油製造を廢止したるときは其の年一月一日より廢止の日に至るまでに製成したる醬油石數及其の諸味石數を其の際申告すへし

第二十條 醬油製造人は醬油製造用原料品の受拂、醬油の仕込、製成、出入、消費に關し詳細に其の事實を帳簿に記載すへし

第二十條の二 收稅官吏は醬油製造人の營業に關し職務上知得したる事項を他に漏洩することを得ず(三十八年一月勅令第六號を以て追加)

第二十一條 本令に於て醬油製造人と稱するは醬油製造の免許を受けたる者を謂ふ
附 則(卅八年一月勅令第六號改正令の規定に該る)

○沖繩縣酒類出港稅則

明治二十一年三月勅令第十二條公布
明治三十七年三月法律第六號及明治三十八年一月法律第六號改正

第一條 沖繩縣内に於て製造したる清酒、濁酒、白酒、味淋又は燒酎を帝國內の他の地方へ移出するときは旅客の携帶品たるを否とを問はず其の石數に應じ酒造稅法第四條の稅率に依り出港稅を課す(三十八年一月法律第六號を以て改正)

(解)沖繩縣内に於て製造したる清酒、濁酒、白酒、味淋又は燒酎を帝國內の他府縣へ移出するときは其目的の賣買に存すると將た讓與にあるとを問はず又た旅客の携帶品なると將た荷主若しくは問屋の積送品なるとに拘らず其石數に應じ酒造稅法第四條の稅率に依り出港稅を課せらるゝものとす

第二條 命令を以て定むる港灣に由るに非ざれば沖繩縣に於て製造したる清酒、濁酒、白酒、味淋又は燒酎を帝國內の他の地方に移出することを得ず(三十七年三月法律第六號を以て改正)

(解)本條によれば命令を以て定むる港灣に由るに非ざれば沖繩縣に於て製造したる清酒、濁酒云々とあるを以て凡そ沖繩縣に於て製造したる酒類を帝國內の他の地方へ移出せんには出港稅を課せらるゝが故に移出者は少くとも出港二十四時以前に酒類の種目及

ひ石數、出港稅額、容器の種類及び箇數、荷主の族籍住所氏名、船名及び船長名、出港地名等を記載したる書面に税金を添へ那覇船政所に申出其酒類の検査を請ひ船積免狀及び税金領收證を受けざるへからず之れ次條及び施行細則第一條の示す所なり

第三條 荷主は酒類を他府縣へ輸出するとき出港稅を納め船積免狀並領收證を受け船積すへし(三十七年法律第六號を以て條中削除)

(解)船政所は出港稅を徵收するため設置せられたるものなれば荷主が酒類を他府縣へ輸出するに當り之を船政所に納め船積免狀并に其領收證を受けて後船積すへきは當然なり故に後日出港稅を納入せんことを理由とし豫め船積を爲すことを得す

第四條 船長は船積免狀に照し酒類を船積し出港前に於て其積石數を稅務署に届出つへし(三十七年法律第六號を以て修正)

(解)本條は酒類を船積したるとき船長より其筋に届出つへきことを規定したるものにして何れも出港前に届出つべく那覇港に於ては船政所其他の地方に於ては地方役所に届出つへきものとす

第五條 沖繩縣下より出港する船舶は主任官吏に於て検査することあるへし但其官吏は主任官たるの證票を携帯すへし

(解)沖繩縣下より出港する船舶は主任官吏之か検査を爲すことあり其検査を爲す場合に於ては必ず主任官たるの證票を携帯せざるへからず携帯とは持行くことを云ふ

第六條 出港稅を納め酒類を他府縣へ輸出せんとして船積し又は輸出したる者は出港稅金五倍の罰金に處す但し五十圓を下ることを得す(三十四年法律第九號を以て條中改正)

(解)出港稅を納め酒類を他府縣へ輸出せん爲め船積し又は現に輸出を遂げたる者は出港稅金五倍の罰金に處せらるゝのみならず其種類は之を官に沒收せらるゝなり若しも其既に賣捌きたる後なれば沒收代へ其代を追徵せらるゝことゝ知るべし追徵とは後とより取立ると云ふことなり

第七條 第四條の届出を爲さざる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す(全上)

(解)本條は該稅則第四條に規定したる船長の届出を爲さざるとき罰則を定めたるなり

第八條 主任官吏の検査を拒む者は三十圓以上三十圓以下の罰金に處す

(解)本條は主任官吏の職權に基き検査を爲す場合に之を拒む者に對する罰則なり

第九條 此稅則に違犯したる者には刑法の減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひす

(解)此稅則に違犯したる者には刑法の減輕、再犯加重數罪俱發の例を用ひさるが故に犯

則の後自首するも將た情狀原諒すべきものあるも其刑を減輕せらるゝことなく又屢々

稅則の罪を犯し再犯以上たるも之が爲めに特に刑を加重せらるゝことなく又數罪を犯

し一時に發覺したる時は其重き一罪を論じ他を問はざる等のことなく數罪は各別に其

刑を科せらるゝなり

第十條 前條各の場合に於て家族雇人及囑托を受けたる者又は乗組人の所犯に係るもの

と雖も總て其荷主又は船長を處罰すべし

(解)本條は家族、雇人及び囑托を受けたる者又は乗組人の所犯に係るものと雖も總て其

荷主又は船長を處罰することを定めたるなり

第十一條 此稅則は明治三十一年十月一日より施行す

(解)本條は此稅則の施行期日を定めたるものとす

○酒母、及醪麴取締法

明治三十八年二月法律第七號公布

第一條 本法は酒造稅法に依り酒類の製造免許を受けずして製造又は醪を製造する者、

販賣の爲に麴を製造する者及麴を請買する者に之を適用す

(解)酒母又は醪を製造する者に二あり一は酒類の製造免許を受けたる者他は之を受けざ

る者是なり本條は此酒類製造免許を受けずして酒母又は醪を製造する者又は販賣の爲

めに麴を製造する者及び麴を請買する者に本法を適用することを定めたるなり適用と

は法律を當て行ふと云ふ義なり

故に酒類の製造免許を受けずして酒母又は醪を製造せむとする者及販賣の爲めに麴を

製造せむとする者は製造場を定め先づ之が免許を製造場所轄の稅務署に申請せざるべ

からず

第二條 酒造、醪又は麴を製造せむとする者は製造場一箇所毎に政府の免許を受くべし

(解)酒母、醪又は麴を製造せむとする者は製造場一箇所毎に政府の免許を受くべきもの

なれば之を所轄稅務署に申請すへきは勿論なれども其製造場は必ずしも敷地の連續するを要せざるか故に全く別個の場所に設け得へしと雖も固より其製造場は合して一製造場と看做し得るものならざるべからず若しも其別個の場所に設けたる製造場が獨立の製造場たる觀あるときは當該官吏は之を一箇の製造場なりと認むべく或る一製造場の一部を成すものなりと爲さるること必然なればなり

第三條 酒母、醪又は麴の製造者及麴の請賣者は帳簿を調製し酒母、醪又は麴の製造出入に關する事實を詳細明瞭に記載すへし

(解)酒母、醪又は麴の製造者及ひ麴の請賣者は一定の帳簿を調製し酒母、醪又は麴の製造出入に關する事實を之に詳細明瞭に記載すへきものにて其事項は施行規則第十五條第十六條に明定したるか故に特に贅せず

第四條 收稅官吏は酒母、醪若は麴の製造場又は麴の販賣場に臨み酒母、醪又は麴、其の原料、製造用容器、器具、器械、建築物若は帳簿書類を検査することを得
收稅官吏監督上必要と認むるときは前項の物件に封印を施すことを得

(解)本條は收稅官吏の検査其他監督上必要なる處分を爲し得ることを定めたるなり
第五條 收稅官吏は運搬中に在る酒母、醪又は麴を検査し其の出所又は到達先を質問することを得

前項の場合に於て監督上必要と認むるときは收稅官吏は其の運搬を停止し又は荷物若は船車に封印を施すことを得

(解)本條は收稅官吏が運搬中に在る酒母、醪又は麴を検査し其出所又は到達先を質問し若くは必要と認むるときは其運搬を停止し荷物又は船車に封印を施し得ることを定めたり運搬中とは運送の途中なること質問とは問ひ糺すこと停止とは差止むることを云ふ

第六條 酒母、醪又は麴の製造者其の製造を廢止するも製造場内に酒母、醪、麴製造用容器、器具又は器械の現存する間は收稅官吏は其の製造場に臨み建築物又は其の現在品を検査し又は之に封印を施すことを得

(解)本條は製造者が製造を廢止するも製造場内に酒母、醪、麴、製造用容器、器具又は

器械の現存する間は收税官吏は取締の必要上其製造場に臨み建築物又は其の現在品を
検査し若は封印を施し得ることを定めたるなり

第七條 醗は之を譲渡し、質入し、飲料として消費し又は收税官吏の承認を受けしして
製造場外へ移出することを得ず

(解)譲渡すとは甲より乙に賣買若しくは譲與を爲すこと質入すとは動産質と爲すこと消
費するとは費すことを云ふ

第八條 酒母は政府の交付したる買入認許證を所持する者に譲渡すの外譲渡し又は質入
することを不得す

酒母は政府の交付したる買入認許證を所持する者に譲渡したる場合の外收税官吏の承
認を受けしして製造場外へ移出することを得ず

(解)醗は前條に因り譲渡し質入することを得ざるも酒母は本條に依り政府の交付したる
買入認許證を所持する者には譲渡を爲し又は質入するも差支なし交付とは渡すこと承
認とは認許と云ふに同じ

第九條 免許を受けしして酒母、醗若は麴を製造したる者又は第七條若は第八條に違反
したる者は三十圓以上五百圓以下の罰金に處し仍其の酒母、醗は濁酒と看做し酒造税
法に依り其の總石數に對し直に造石税を徴收す

(解)本條は無免許にて酒母、醗若は麴を製造したる者又は第七條若は第八條に違反した
る者に對する罰則を定めたるなり

第十條 酒母、醗又は麴の検査を免かれ又は免かれむとしたる者は十圓以上三百圓以下
の罰金に處す

(解)本條は酒母、醗又は麴の検査を免かれ又は免かれむとしたる者に對する罰則なり

第十一條 酒母、醗若は麴の製造者又は麴の請賣者酒母、醗又は麴の製造出入に關する
帳簿書類を隠匿したるときは五圓以上百圓以下の罰金に處し帳簿を調製せず又は其の
記載を怠り若は不正の記載を爲したるときは三圓以上三十圓以下の罰金に處す

(解)本條は酒母、醗若は麴の製造者又は麴の請賣者酒母、醗又は麴の製造出入に關す
る帳簿書類を隠匿したるときは五圓以上百圓以下の罰金に處し帳簿を調製せず又は其の
記載を怠り若は不正の記載を爲したるときは三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第十二條 收稅官吏の尋問に對し虚偽の答辯を爲し又は收稅官吏の職務執行を拒み之を忌避し若は之に支障を加へたる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す其の刑法に正條あるものは刑法に依る

(解)本條は收稅官吏より或る事を尋問せらるゝに際し虚偽の答辯を爲し又は收稅官吏の職務を執行するに當り之を拒み若は忌避し又は支障を加へたるときの罰則なり虚偽の答辯とはうその答、職務を執行するとは職務を行ふこと、忌避するとは避くること、支障とは妨くることを云ふ

第十三條 本法又は本法に基きて發する命令の規定に違反したる者には刑法の減輕、再犯加重、數罪俱發の例を用ゐるす

(解)本條は本法又は本法に基きて發する命令の規定例へは前數條の罰則に違犯したる者には刑法の減輕、再犯加重、數罪俱發の例を用ゐることを定めたるなり此事に付ては沖繩縣酒類出港稅則第九條の下に詳述したれば就て參看せられたし

第十四條 酒母、醪若は麴の製造者又は麴の請賣者か未成年者又は禁治産者なるときは

本法又は本法に基きて發する命令の規定に依り當業者に適用すべき罰則は之を法定代理人に適用す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らす

(解)本條は未成年者又は禁治産者の犯則は其法定代理人を罰すとの事を定めたるなり之れ未成年者又は禁治産者は無能力なるを以て身體財産の看護又は管理を爲すへき法定代理人に其責を負はしむるにあり法定代理人とは親權者又は後見人の如き是なり

第十五條 酒母、醪若は麴の製造者又は麴の請賣者はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者にして其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令の規定に違反したるときは自己の指揮に出ざるの故を以て處罰を免るゝことを得す

(解)本條は製造者又は請賣者の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者にして其業務に關し犯則ありたるときは假令製造者又は請賣者本人の指揮に出でざるも尙ほ其本人を處罰すとのことを規定したるなり指揮とは指圖を爲すことを云ふ

第十六條 間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二號は本法又は本法に基き

て發する命令の規定に違反したる者に之を準用す

(解)違反するとは犯則を爲すこと準用とは其規定に準じて行ふとの義なり

第十七條 酒母、醪又は麵の製造者にして其の製造を廢止したるときは其の旨政府に申告すべし

(解)酒母、醪又は麵の製造者其製造を廢止したるときは其の旨を政府即ち所轄稅務署に申告すべきものとす申告とは届を爲すことを云ふ

第十八條 第九條又は第十條の處罰を受けたる者に對しては政府は酒母、又は醪麵の製造の免許を取消すことを得

(解)本條は本法第九條又は第十條の處罰を受けたる者に對し政府は酒母、醪又は麵の製造免許を取消し得ることを定めたるなり

附則

第十九條 本法は發布の日より之を施行す

(解)本條は本法の施行期日を定めたるなり

第二十條 本法施行前酒造稅法第二十條に依り酒母又は醪製造の免許を受けたる者は本法に依り免許を受けたるものと看做す

(解)本條は本法の施行前酒母又は醪の製造免許を受けたる者に對する特典を定めたるなり

第二十一條 本法施行前より麵を製造し本法施行後引續き之を製造せむとする者は本法施行後十五日以内に本法に依り免許を受くべし
前項の期間内は従前の製造を繼續することを得

(解)本條は本法施行前より麵を製造し本法施行後引續き之を製造せんとする者に對する規定なり

第二十二條 沖繩縣及東京府下小笠原島伊豆七島には本法を施行せず

(解)本條は或る地域には本法を施行せざることを定めたるなり即ち沖繩縣、小笠原島、伊豆七島には本法を施行せざるものとす施行とは行ふことを云ふ

○酒母、膠及麴取締法施行規則

明治三十八年一月法律第七號公布

第一條 酒類の製造免許を受けずして酒母又は膠を製造せむとする者及販賣の爲に麴を製造せむとする者は製造場を定め其の住所、氏名又は名稱を記したる免許申請書を製造場所轄稅務署に提出すべし

第二條 左の各號の一に該當するときは稅務署は酒母、膠又は麴製造の免許を與へざるべし

一 市街地又は稅務署所在地より一里以上の距離ある場所に製造場を設けむとするとき但し稅務署に於て製造又は監督上特別の便宜ありと認むるときは此の限に在らず

二 酒母、膠及麴取締法又は本令に違反したる者又は其の戸主、家族、同居者、雇人其の他從業者又は稅務署に於て取締上免許を與ふるに不適當と認むる者か免許を申請したるとき

第三條 酒母、膠又は麴の製造場は敷地の連續する否とを問はず總て一製造場と認むべきものを謂ふ

第四條 所轄稅務署に於て必要と認め酒母、膠又は麴製造場の圖面又は製造用容器、器具、器械の目錄を提出すべきことを命したるときは酒母、膠又は麴の製造者は之を提出すべし

前項に依り提出したる容器、器具、器械を修理し又は前項の圖面目錄に異動を生じたるときは其の都度申告すべし製造者の住所、氏名又は名稱に異動を生じたる時亦同し

第五條 酒母、膠又は麴の製造者より前條第一項の目錄を提出し又は同第二項の申告を爲したるときは所轄稅務署は其の容器、器具、器械を檢定し番號、容量其の他必要なる事項を標記又は烙記することを得

所轄稅務署に於て必要と認め檢定前使用すべからざることを命したるときは製造者は製造用容器、器具、器械の使用を爲すことを得ず

第六條 酒母、醱又は麴製造者は毎年十二月中に翌年製造すべき見込石數、製造着手の時期及製造方法を記載し所轄稅務署に申告すへし新に免許を受けたる者は事業着手前に申告すへし

酒母、醱又は麴の製造者其の製造を休止せむとするときは若し製造休止後更に製造せむとするときは又は前項に依り申告したる事項を變更せむとするときは其の都度申告すへし

第七條 酒母、醱又は麴の製造業を相續したるときは相續人より其の旨所轄稅務署に申告すへし

相續の場合を除くの外酒母、醱又は麴の製造業の引繼を受けむとする者は第一條に依り酒母、醱又は麴製造の免許申請書を所轄稅務署に提出すへし前項の免許申請書には引繼を爲さむとする者の同意書を添附すへし

第八條 酒母、醱又は麴の製造者其の製造場を移轉せむとするときは移轉先の所轄稅務署に申請し其の許可を受くへし

第九條 酒母、醱又は麴の製造者其の製造を廢止したるときは其の旨所轄稅務署に申告すへし第七條第二項に依り製造業の引繼を爲したるとき亦同し

第十條 收稅官吏は隨時酒母、醱又は麴の製造場若しは麴の販賣場に臨み酒母、醱又は麴、其の原料、製造用容器、器具、器械、建築物若しは帳簿書類を検査すへし

收稅官吏監督上必要と認めたる場合に於て製造者より前項の物件に封印以外の適當なる方法を施さむことを申出たるときは之を承認することを得

第十一條 收稅官吏が必要と認めて酒母、醱、麴又は其の原料品を指定し其の讓渡、質入、消費又は使用前検査を受くべきことを命したるときは酒母、醱又は麴の製造者は其の検査を受くへし

第十二條 酒母を買入れむとする者は其の住所、氏名又は名稱、酒母の數量、用途及買入先を記したる書面を所轄稅務署に提出し酒母買入認許證の交付を請求すへし

第十三條 酒母製造者は酒母買入認許證と引換に非されは酒母を讓渡することを得ず酒母製造者は前項の買入認許證を以て酒母の移出を收稅官吏に證明すへし